

第3次東峰村総合計画及び東峰村人口ビジョン ・第3期東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略 (案)

～東峰村の10年物語～

令和7年●月 東峰村

2025/05/13 時点

【想定】

●村民に広く計画の存在、内容を知らしめること

→村の最上位計画として、計画の存在、内容について、より多くの村民に知ってもらえるようにしましょう

●将来像や目標を具現化するために、村民との協働で取り組むこと

→計画に記載された施策や事業は、村民との対話に心がけ、協働して取り組みましょう

●村民は計画の内容に関心を持つこと

→むらづくりについて、村民も関心を持ち、自分事として捉えましょう

●取り組む際には、失敗を恐れずに、とにかくやってみること

→前例がない事であっても、とにかくやってみて、その結果から学び、次につなげていきましょう

●計画倒れにならないように、進捗管理をしっかり行うこと

→計画を作って終わりにしないためにも、村民と共に進捗管理をしましょう

※あくまでも事務局の想定であり、5月13日開催の最終ワーキング会議の内容を踏まえて取りまとめます

参考：ワーキング会議での話し合いの経過

第2回ワーキング会議～総合計画や総合戦略の基本目標の振り返り～

「10年間で達成できたかなと実感したことは？」

- ・防災訓練（5割以上の参加）
- ・学校へのタブレット支給
- ・保育料・給食費の完全無償化
- ・とほっぴペイの導入（デジタル化）
- ・観光プロモーション助成
- ・サテライトオフィス整備
- ・AIR事業
- ・地域協働の村づくり補助
- ・森林ボランティア事業の推進
- ・都市への流通販売ルートの開拓
- ・空き家バンクの利用者が増えた？
- ・大学との交流（A P U、筑女）
- ・出産・小・中・高入学支援金
- ・18歳まで医療費
- ・タクシー料金助成
- ・SNSを活用した村のアピール（東峰TV）
- ・スキルアップ支援事業
- ・公営住宅の整備
- ・有害獣対策の推進
- ・6次化特産品開発
- ・合併処理浄化槽設置の促進
- ・河川保全改修

等々

アンケート調査結果（抜粋）

くらはは、
「満足30.3%」「普通44.0%」
「不満23.6%」
改善してほしいことは、
「交通機関や店舗37.0%」
「人口減少24.6%」
村づくりに大切なことは、
「観光の村づくり25.5%」
「高齢者に優しい村づくり21.5%」
「災害に強い村づくり16.3%」
「子育てしやすい村づくり13.8%」

第1回ワーキング会議～村の現状～

自然：緑豊かな環境
シカ・イノシシの被害
安全・安心：水害、道路環境が悪い
焼き物 歴史：伝統：小石原焼・高取焼
子育て：保育料・医療費負担無、遊び場不足
人・つながり：暖かい・優しい つながり強い
自分事の意識が低い
生活の利便：交通、買い物、飲食が不便
移住：限られた居住地 住居
対外アピール：足りていない

第2回ワーキング会議～次の10年の村づくり～

「10年後の東峰村はどうなっていてほしい？どうありたい？」

農林業・自然環境・防災

- ・マイナスがプラスな村
- ・のどかでくつろげる村

商工業・観光

- ・ザ!! 観光地な村
- ・自ら稼ぐ村
- ・心地よく便利な村
- ・やりたい事ができる村
- ・非日常を求めて来る人をWelcomeなVillage

地域情報化

- ・最先端な村

定住促進

- ・永遠の夢の村
- ・終のすみか東峰村
- ・つまり！入ったら出られない村

第3回ワーキング会議 ～目標と現状のギャップの背景と 要因（課題）～

計画について

- ・計画と住民の思い不一致
- ・キャッチコピーがない
- ・現状と目標(10年)が乖離している
- ・優先順位がわからない
- ・計画の進捗・管理ができていない
- ・計画の認知（周知）が不足
- ・住民の役割が不明

住民の意識

- ・世代間の意識にギャップがある
- ・村づくりへの意識が低い

移住について

- ・居住地が限られる
- ・空き家はあるが使えない

資源のアピール・活用が不足

第3回ワーキング会議 ～大切にしたい・守りたい 村への想い～

住民意識・性格・村への想い

- ・村人のやさしさ
- ・お年寄りや住民の知恵
- ・一人ひとりが村を良くするために考えること（村を愛する子事）
- ・チャレンジを受け入れる心

伝統・歴史

- ・小石原焼・高取焼
- ・熱い作家・あk垂れる作家
- ・残る窯元等の維持・発展

自然環境

- ・静かで落ち着ける雰囲気
- ・石積みの棚田（景観）
- ・自然の生き物

子ども

- ・子どもへの手厚い教育
- ・子ども達の遊び場
- ・子どもの増加

交通・買い物

- ・10年後も心地よく便利な村

第4回ワーキング会議～次の10年の村づくりのキャッチフレーズ～

案：変わる村から化わる村へ

案：私がやる！我ら村守！

案：守る創る育てる 子どもの笑顔 みんなの楽園

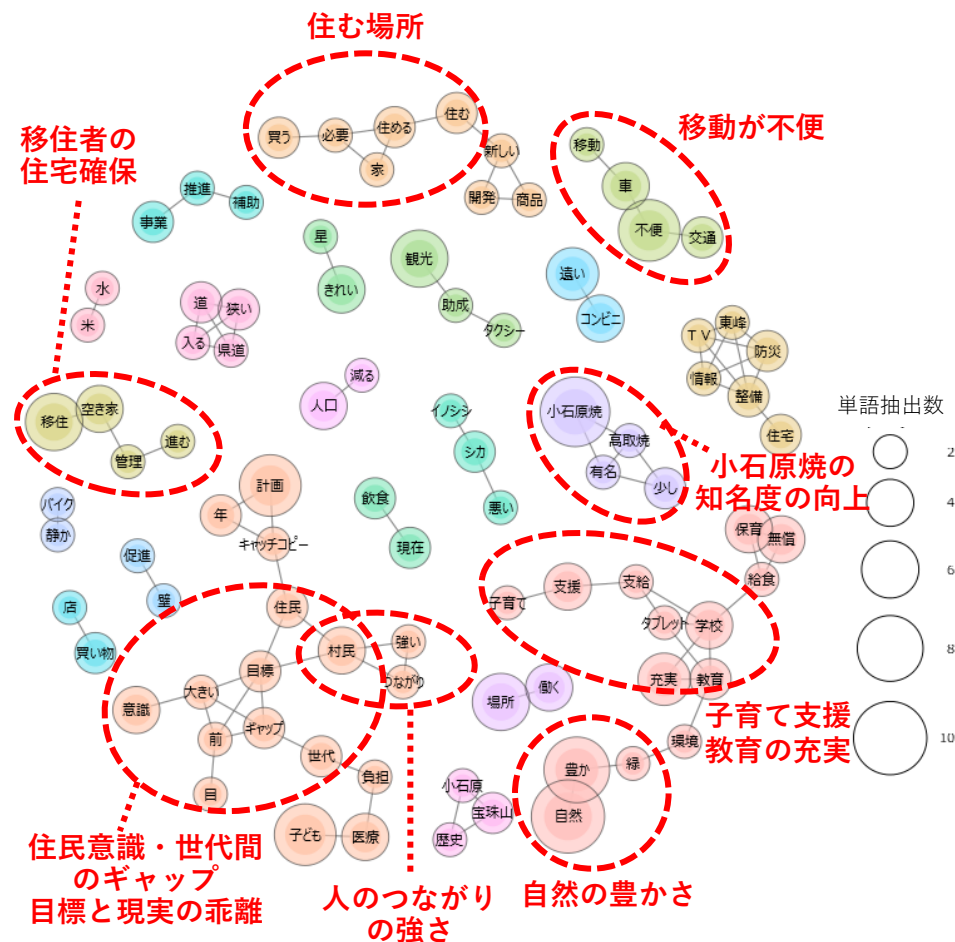
つまり 村民の意識の壁をとりぞこう!!

第5回ワーキング会議～ワーキング会議からの提言～

参考：ワーキング会議の意見の整理

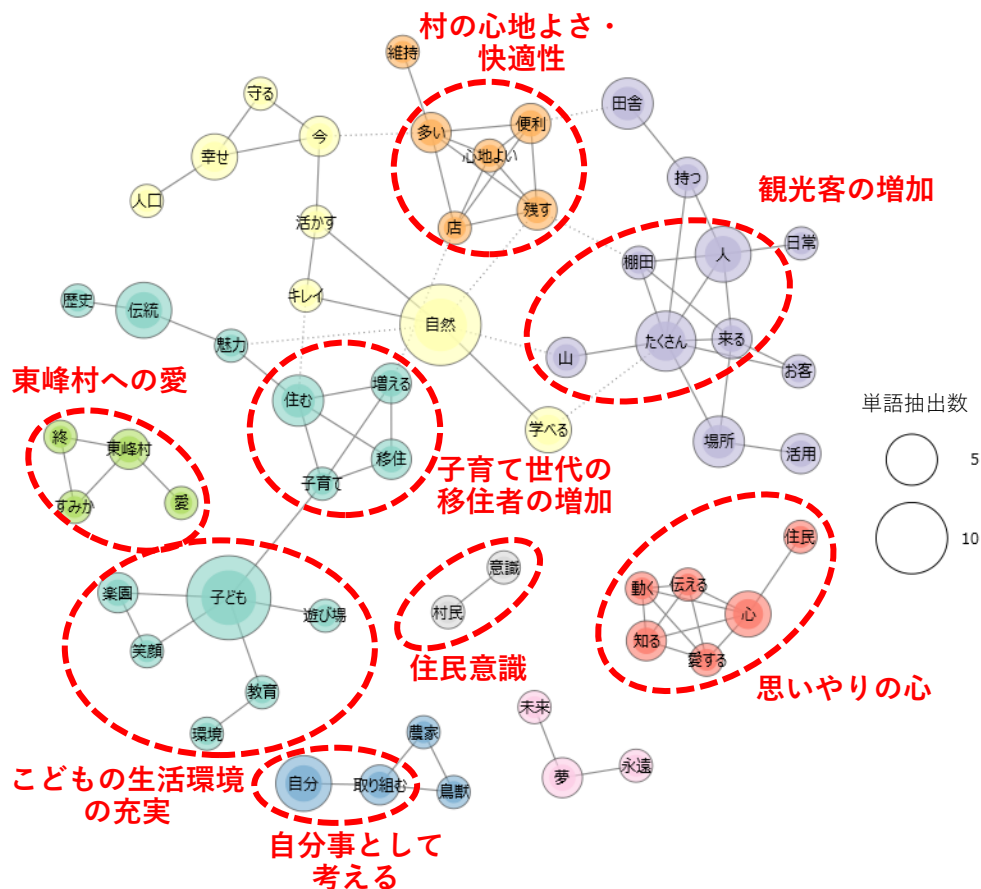
<現状と課題>

- 東峰村の自然の豊かさや、子育て支援や教育環境の充実、人々とのつながりの強さ等といった前向きな意見が挙げられた。
- 移動の不便さ、住む場所の少なさ、住民意識や世代間のギャップ等を課題に感じる意見も挙げられた。



<今後の村づくりについて>

- こどもの生活環境の充実、子育て世代の移住者の増加、観光客の増加等に関する意見が多く挙げられた。
- 東峰村への愛情や住民同士の思いやりのほか、自分事として考えることなど住民意識に関する意見も挙げられた。



目 次

第1章 総論

1. 総合計画の概要	7
（1）計画策定の背景	7
（2）計画の構成と計画期間	7
（3）持続可能なむらづくりに向けて	8
2. 東峰村の概要	9
（1）村の概要	9
（2）村の現況（各種調査結果の概要）	11
（3）計画課題	17

第2章 基本構想

1. 将来像	19
2. 人口ビジョン	20
（1）人口の現状	20
（2）将来の人口見通し	22
（3）目標人口	23
3. 基本目標・施策の柱	25
4. 施策の体系	28

第3章 前期基本計画

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり	31
基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり	43
基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり	57

第4章 第3期東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 総合戦略策定の目的等	67
2. 基本的な考え方等	69
3. 基本目標別の施策・事業	71
4. PDCAサイクルによる検証	79

第5章 計画の推進体制等

1. 計画の推進体制	81
2. 村民等との協働	81

参考資料

1. 策定の経過	83
2. 東峰村総合計画等審議会	84
3. 東峰村総合計画等策定委員会	86
4. 東峰村総合計画等ワーキング会議	87
5. むらづくり住民アンケート集計結果	88
6. 関係団体等ヒアリング調査における意見の取りまとめ	91

第1章 総論

1. 総合計画の概要

- (1) 計画策定の背景
- (2) 計画の構成と計画期間
- (3) 持続可能なむらづくりに向けて

2. 東峰村の概要

- (1) 村の概要
- (2) 村の現況（各種調査結果の概要）
- (3) 計画課題

1. 総合計画の概要

(1) 計画策定の背景

東峰村は、平成17年3月に旧宝珠山村と旧小石原村の合併により誕生してから、令和7年3月で20年を迎えました。

この間、人口減少、少子高齢化への対応として、第1次、第2次の総合計画を策定し、また、国の地方創生の動きを踏まえ、人口ビジョン及び総合戦略を策定し、様々な取り組みを推進してきました。

しかしながら、民間の有識者団体である「人口戦略会議」が令和6年4月に公表した「消滅可能性自治体」において、対象となった福岡県内の8自治体の中でも、東峰村は最も消滅の可能性が高い自治体となっていました。

伝統的工芸品「小石原焼」、「高取焼」などの伝統文化が息づき、岩屋の奇岩群など自然豊かな美しい東峰村が、将来にわたり存続するために、村の現状を把握し、消滅を回避する有効な施策・事業を企画・立案するため、村の進み方を決定する一番重要な計画である「第3次東峰村総合計画及東峰村人口ビジョン・第3期東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、第3次総合計画）」を策定しました。

策定にあたっては、審議会やワーキング会議を開催し、村民の皆さんと一緒に検討を行いました。

計画の位置付け等

基本構想：10年後のありたい姿（将来像）と、目指すべき人口（人口ビジョン＝目標人口）、ありたい姿の実現に向けた方向性（基本目標）を示す

基本計画：基本目標をもとに、前期・後期の2期に分けて取り組む施策・事業を示す。

総合戦略：基本構想、基本計画を踏まえ、ターゲットを明確にした上で必要となる「地方創生＝村の活力向上」を積極的に実現していくための戦略を示す。

(2) 計画の構成と計画期間

第3次総合計画は、村の中長期的な目標人口を定める「人口ビジョン」と、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、デジタル田園都市国家構想の実現を目指す「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略とします）」と一体的に策定します。

総合計画は、基本構想、基本計画の2段階で構成します。その中で、人口ビジョンは基本構想の中で、総合戦略は基本計画の中で位置づけるものとします。

基本構想は、令和7年度から令和16年度までの10年間、基本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を前期基本計画、令和12年度から令和16年度までの5か年を後期基本計画として策定します。

【計画期間】

	年度									
	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034
基本構想 (人口ビジョン)	10年間									
基本計画 (総合戦略)	前期基本計画 第3期総合戦略					後期基本計画 第4期総合戦略				

1. 総合計画の概要

(3) 持続可能なむらづくりに向けて

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成27年の国連サミットで採択された、令和12年までの国際目標です。

このSDGsは、大きく17の目標（ゴール）で構成され、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能でより良い社会を実現するために、「経済・社会・環境」の各側面から総合的に取り組むことで、諸課題を解決することが重要とされています。

国は、SDGsについて「SDGsの推進が地方創生の実現に資する」との認識のもと、国の各種計画、戦略、方針の改定にあたって、SDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、地方の取り組みを促進する施策を検討、実施していくとしています。

本村においても、SDGsの視点は、総合計画全体に関わることを前提として、計画に記載の施策・事業を進めていきます。

参考：SDG s の17のゴール



出所：国際連合広報センターHP

(https://www.un.org/ja/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

2. 東峰村の概要

(1) 村の概要

①位置・地勢

本村は、平成17年3月28日に旧小石原村と旧宝珠山村が合併して発足した自治体で、福岡県朝倉郡に属しています。福岡県中央部の東端にあって、大分県との県境に接し、英彦山～求菩提山地（東）と古処山～宝満山地（西）との結節点にある中山間地域です。

また、遠賀川流域の筑豊盆地（北）と筑後川流域の筑後平野（西南）および日田盆地（東南）との結節点であり、分水界を形成しています。

東から北そして西には標高500mから900mの急峻な山地が迫り、その谷間を大肥川が中央部を南流し、大行司で合流する宝珠山川は、その源流の渓谷の清流を集めています。北端にある小石原盆地は標高460~480mで、湖底盆地といわれ、盆地内の5つの小河川を集めて小石原川が西流し、江川ダムの水源となっています。このダムの上流には小石原川ダムがありますが、これらの川は、いずれも筑後川に集められ、遠く有明海に注いでいます。

小石原盆地を除けば、耕作地はこれらの河川の支流沿いに、断続する小盆地や狭小な平坦部に限られます。一方、山林は、西九州内陸型の気候（有明海型に属す）で、年間降雨量は1,800~2,800mmと比較的多く、地味も肥沃で美林が豊かに生育しています。冬季には積雪を見ることが多いですが、夏季は平地より3~5℃ほど気温が低く、過ごしやすい地域です。

②面積

本村の総面積51.97平方キロのうち山林原野が86%を占め、南北に長く、その形状は枝にとまった鳥の姿に似ています。

イラスト・写真・図

2. 東峰村の概要

(1) 村の概要

③沿革

古代から、周辺の峰々は山岳信仰の聖地で、中世以降、修験道が形成されると、英彦山～求菩提山地を胎蔵界、西の宝満山地・北の福智山地を金剛界として、それぞれ春峰・秋峰の峰入り行事が行われていました。村には行場が分布し、現在の小石原地域の基幹集落は行者や信者の集まる宿場町でした。

近世には、筑前・豊前および日田天領を結ぶ要衝となり、参勤交代の脇往還が通り、小石原には関所と境目奉行や代官屋敷が置かれていました。また、朝鮮渡来の高取焼、伊万里の陶工を招いて始まった小石原焼が興り、皿山奉行が置られました。

山間地が多く農地には恵まれず、戦後までは焼畑耕作が行われていました。地域経済を補ってきたのは、木材・薪炭等の林産業や地域北部の製陶業（小石原焼）であり、地域南部の宝珠山炭鉱（明治中期～昭和38年）でした。

小石原地域における製陶業は、昭和40年代前半からの民芸ブームに乗って活況を呈し、この地域の基幹的な産業の位置を占めるようになりました。一方、エネルギー政策の転換によって昭和38年には炭鉱が閉山、また同じ頃から産業構造の変化に伴って林業が徐々に衰退し始め、昭和40年代以降は農業所得と賃労働で得た収入が村民の生活を支えるようになり、その後は、近郊の市町に勤めて得る給与所得が生計の主な収入源となりました。

平成24年及び平成29年、令和5年と立て続けに大雨による大きな災害が発生し、現在も復旧の途上にあります。

イラスト・写真・図

2. 東峰村の概要

(2) 村の現況（各種調査結果の概要）

本計画策定にあたり、村の現況を把握するため、統計資料、村民アンケート調査、関係団体等へのヒアリング調査を行いました。

○少子高齢化に伴う人口減少が進んでおり、今後も、更に進むと予想され、地域活力の更なる低下、生産年齢人口の負担増加が危惧される

- ・平成12年以降の人口の推移をみると、平成12年に2,948人であったのが、令和2年には1,899人と約1,000人の減少。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12年には1,472人、令和22年には1,126人になり、高齢化率は令和2年の45.8%から令和12年53.7%、令和22年56.2%まで上昇。
- ・年齢5歳階級別人口の推移をみると、男女とも75歳以上の人口が最も多く、年齢が若くなるにつれて少なくなる逆ピラミッド型の構造であり、人口減少は、今しばらく続くと想定されるため、地域活力の更なる低下、生産年齢人口の負担増加が危惧される。

○世帯数が減少するなか単独世帯が増加傾向にあり、世帯規模の縮小が進む。今後、高齢者の孤立化や、空き家・空地（耕作放棄地）の更なる増加が懸念される

- ・人口減少するなか、世帯数も減少している。その中で、単独世帯が増加傾向にあり、世帯規模の縮小が進んでいる。
- ・高齢単身世帯の増加が想定され、社会との関係が薄くなることでの孤立化や、空き家・空地（耕作放棄地）の更なる増加が懸念される。

○転出者数が転入者数を上回る状況が続いており、自然減とあわせて人口減少に拍車をかけている

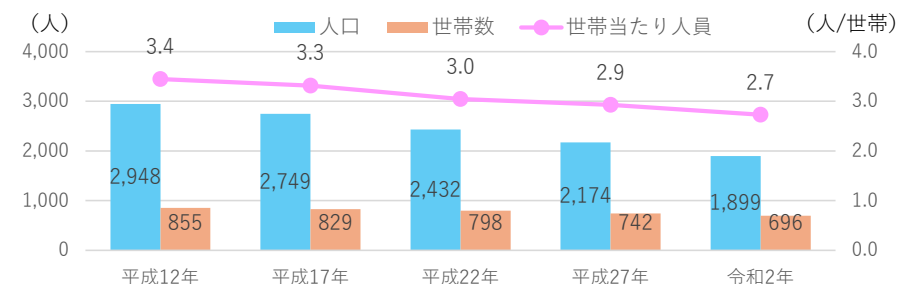
- ・少子高齢化に伴い、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続くなか、転出者数が転入者数を上回る社会減の状況となっており、人口減少に拍車をかけている。

統計資料にみる村の現況

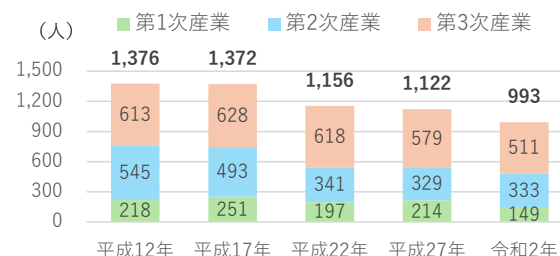
○就業者数が減少傾向にあるなか、特に第一次産業は高齢化しており、存続が危惧される

- ・平成12年以降の産業別就業者数の推移をみると、平成12年の1,376人をピークに減少傾向にあり、令和2年は993人である。全産業で減少傾向にある。
- ・令和2年の就業者の平均年齢をみると、第一次産業が最も高く67.4歳、第二次産業が56.4歳、第三次産業が51.4歳である。第一次産業の存続が危惧される。

■人口・世帯・世帯当たり人員の推移



■就業者数の推移



■産業別就業者の平均年齢（令和2年）

	平均年齢
第一次産業	67.4
第二次産業	56.4
第三次産業	51.4

出所：各年国勢調査

2. 東峰村の概要

(2) 村の現況（各種調査結果の概要）

1) 実施概要

目的	村の今後10年にわたるむらづくりの参考とするため。		
実施時期	令和6年7月～令和6年9月末		
調査内容	(1) 回答者の属性 年代と就業、居住地域について (2) 東峰村での暮らし（現況） 暮らしの実感について (3) これからの東峰村像 今後のむらづくりについて (4) 自由意見		
回収状況	回答総数：241件 参考：年代別回答者数（※10代は18歳と19歳の人数）		
	年代	人口 (令和6年9月末現在)	世代別 回答率
	10代	26	3.8%
	20代	103	1.0%
	30代	122	8.2%
	40代	150	13.3%
	50代	193	11.4%
	60代	325	22.8%
	70代	340	24.1%
	80代	210	13.3%
	90代	108	0.9%
	100歳以上	7	0.0%
	不明・無回答	-	-
	合計	1,584	241 15.2%
備考	※グラフ中の「n」は回答母数、「SA」は単数回答、「MA」は複数回答を示す。 ※今回、全問単数回答の調査であったが、設問によっては複数回答されているものがあり、それは複数回答として集計した。		

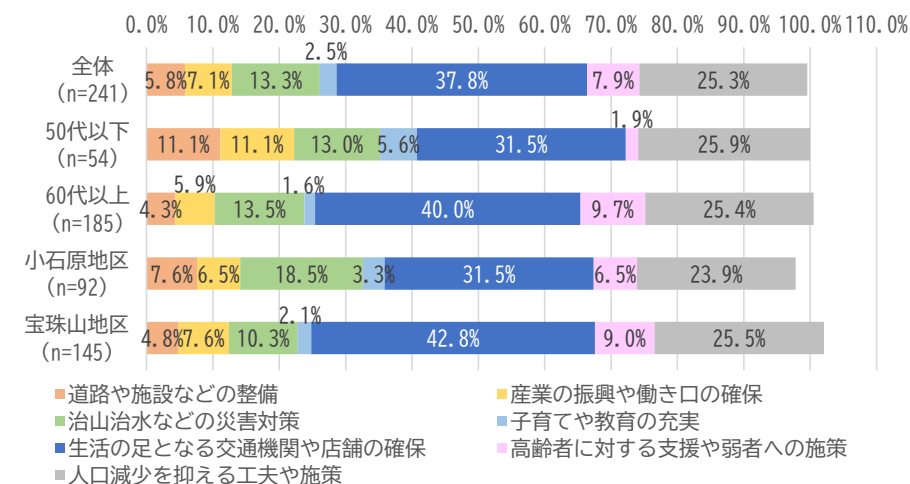
アンケート調査結果にみる村の現況

2) 結果概要

○東峰村での暮らしは、7割以上が満足・普通としているなか、改善して欲しいこととして、「生活の足となる交通機関や店舗の確保」が各年代、各地区ともに最も割合が高い

- ・「普通」の割合が最も高く4割強。「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた割合は3割、「どちらかといえば不満が多い」と「不満が多い」を合わせた割合は2割強であった。
- ・改善して欲しいことは、「生活の足となる交通機関や店舗の確保」の割合が最も高く4割弱、次いで「人口減少を抑える工夫や施策」が3割弱、「治山治水などの災害対策」が1割強を占め、「生活の足となる交通機関や店舗の確保」は各年代、各地区ともに最も割合が高い。
- ・買い物の便利さは、「以前より少し不便になった」と「以前よりかなり不便になった」を合わせた割合が7割弱を占め、60代以上、宝珠山地区で割合が高い。

■改善して欲しいこと



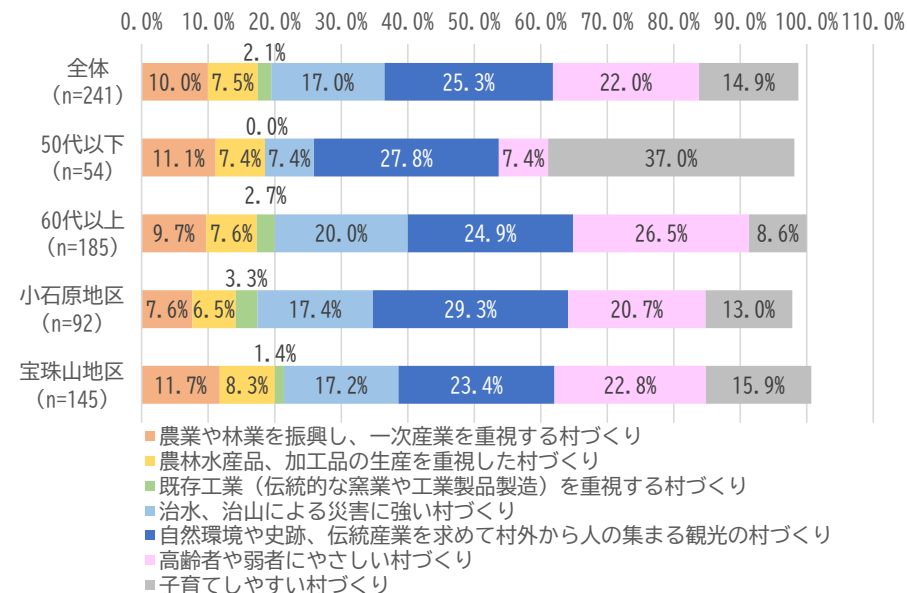
2. 東峰村の概要

(2) 村の現況（各種調査結果の概要）

○これからのむらづくりにとって大切なことは、「自然環境や史跡、伝統産業を求めて村外から人の集まる観光の村づくり」の割合が最も高く3割弱を占めるが、50代以下は「子育てしやすい村づくり」を求めている

- ・「自然環境や史跡、伝統産業を求めて村外から人の集まる観光の村づくり」の割合が最も高く3割弱、次いで「高齢者や弱者にやさしい村づくり」が約2割、「治水・治山による災害に強い村づくり」が2割弱を占めるなか、50代以下は「子育てしやすい村づくり」の割合が4割弱と最も高い。

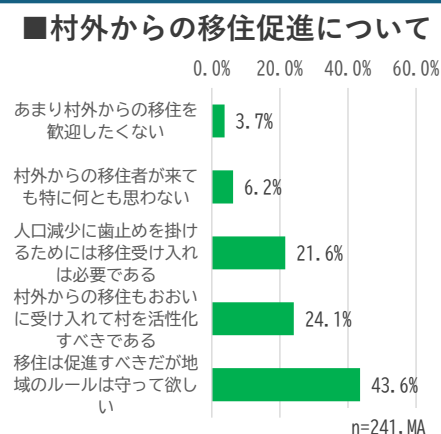
■これからのむらづくりにとって大切なこと



アンケート調査結果にみる村の現況

○村外からの移住促進は、9割以上が移住を容認しているなか、4割強は「移住は促進すべきだが地域のルールは守って欲しい」としている

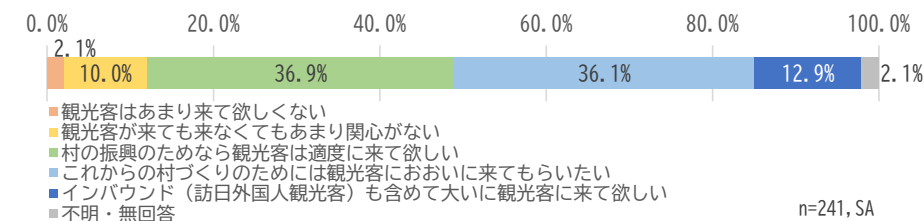
- ・「あまり村外からの移住を歓迎したくない」は3.7%であり、9割以上が移住を容認しているなか、「移住は促進すべきだが地域のルールは守って欲しい」の割合が4割強と最も高い。



○観光客の受け入れは、9割以上が観光客が来ることを容認しているなか、4割弱が「村の振興のためなら観光客は適度に来てほしい」と「これからの村づくりのためには観光客におおいに来てもらいたい」としている

- ・「観光客はあまり来て欲しくない」は2.1%であり、9割以上が観光客が来ることを容認しているなか、「村の振興のためなら観光客は適度に来てほしい」と「これからの村づくりのためには観光客におおいに来てもらいたい」が、それぞれ4割弱を占めた。

■観光客の受け入れについて



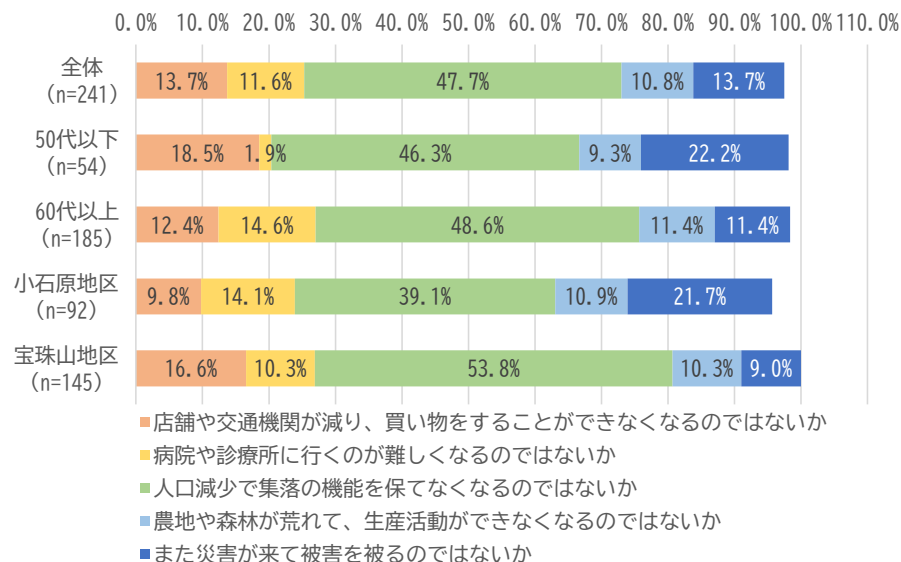
2. 東峰村の概要

(2) 村の現況（各種調査結果の概要）

○これからの暮らしに不安に思うことは、「人口減少で集落の機能を保てなくなるのではないか」の割合が5割弱を占めるなか、50代以下や小石原地区は、災害への不安を感じている

- ・「人口減少で集落の機能を保てなくなるのではないか」の割合が最も高く5割弱を占めるなか、50代以下や小石原地区では「また災害が来て被害を被るのではないか」が2割強を占めた。

■これからの暮らしに不安に思うこと

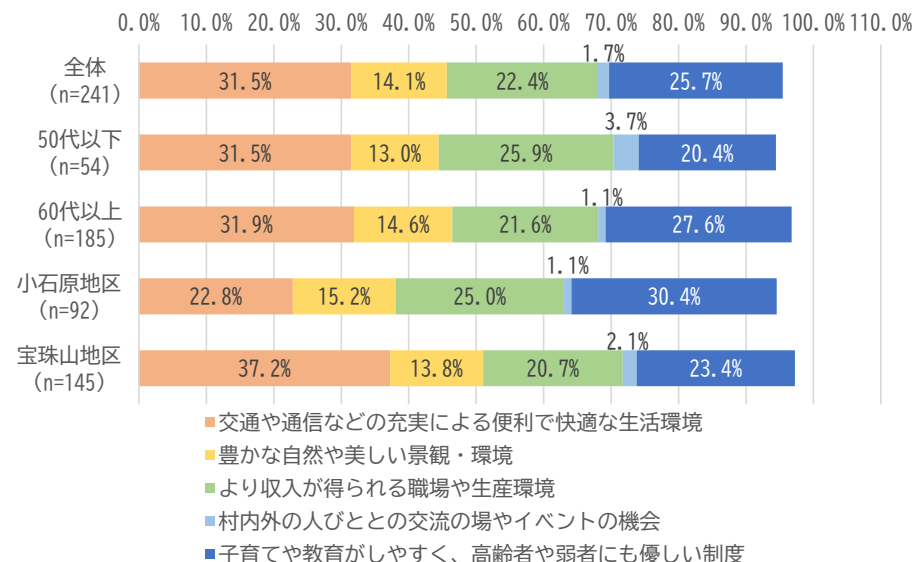


アンケート調査結果にみる村の現況

○もっと素晴らしい村にするためには、「交通や通信などの充実による便利で快適な生活環境」の割合が最も高く約3割を占めるが、福祉や産業・雇用環境も高い割合となっている

- ・「交通や通信などの充実による便利で快適な生活環境」の割合が最も高く3割強、次いで「子育てや教育がしやすく、高齢者や弱者にも優しい制度」が3割弱、「より収入が得られる職場や生産環境」が2割強を占めた。

■もっと素晴らしい村にするために必要なこと



2. 東峰村の概要

(2) 村の現況（各種調査結果の概要）

1) 実施概要

目的	東峰村の産業や農林業などの各分野の現状や課題、今後東峰村に期待することなどについて、東峰村で活動している企業や団体を対象にヒアリングを行い、総合計画策定の基礎資料とするため。	
実施時期	令和6年12月16日、12月17日 ※東峰学園PTA、東峰村移住世帯は令和7年1月～2月実施	
ヒアリング対象	<産業（農林業・窯業・観光）> 東峰村商工会、筑前あさくら農協、朝倉森林組合 東峰村事業所、小石原焼陶器協同組合、道の駅小石原、株式会社宝珠山ふるさと村 <コミュニティ等> すいとー小石原、岩屋地区・棚田まもり隊、一般社団法人竹棚田、東峰学園PTA <移住世帯等> 東峰村移住世帯	
ヒアリング項目	<産業（農林業・窯業・観光）及びコミュニティ等> ・団体の概要 ・この5年間における団体や村の変化 ・東峰村の良さ、見どころ ・これから東峰村がどのようになっていけばよいと思うか ・東峰村に期待すること	<移住世帯> ・移住してきたきっかけ、利用した制度、移住する際に重視したこと、あると良かったと思う支援 ・移住前と移住後の東峰村の印象 ・移住して良かったこと、困ったこと ・地域とのかかわりについて ・東峰村に期待すること

関係団体等ヒアリング調査結果にみる村の現況

2) 結果概要

【農林業分野】

●農業の継続に向けて法人組織化や農地の集約化、販路の維持が重要

●農地の持続可能な管理方法の構築が必要

●林業の継続に向けた情報の集約が重要

●継続的に森林管理ができる仕組みづくりが必要

【窯業】

●働きやすい環境づくりが重要

・窯業団地を造成し、職場と住居を分離した環境を整備し、窯業の事業継承がしやすい環境を整える。

・窯業が他都市をリードする存在なる。（「憧れる陶芸の村」を目指す）

●窯業の維持に向けて陶土の確保も重要

・窯業の維持には陶土の安定供給が必要であり、陶土の確保に向けた取組を推進する。

【観光】

●情報発信の強化、交流人口増加に向けた仕組みづくりが必要

・村内の観光地や宿泊先等の観光情報を発信する機能の整備。

・特産品の開発（わざわざ買いに来るようなお土産）と販売販路拡大。

・継続的に村に関わる交流人口を増やす仕組みづくり。

●道の駅の改善が必要

・魅力のあるものになれば、もっと集客でき、雇用にもつながる。増築して、陶器以外の目玉があると良い。

●民陶むら祭の開催方法の見直しが必要

・開催日を増やすことでの来訪者の分散化等。

2. 東峰村の概要

(2) 村の現況（各種調査結果の概要） 関係団体等ヒアリング調査結果にみる村の現況

【暮らし】

●自然を生かした取り組みが必要

●安心して生活できる環境づくりが必要

- ・高齢者が免許返納後の生活も困らないよう、移動販売事業の拡大ができると良い。（移動販売車両台数を増やす等）
- ・小さなスーパーやコンビニがあると良い。（空き家・空地の活用等）
- ・食事できる場所があれば、お客さんも来て収入も増える。
- ・自転車道路等、安全に通学できるとよい。

●住んでもらうための環境づくりが重要

- ・子育てしやすい（子育てできる）環境づくり。
（住宅、職場、子どもが遊べる環境（公園、図書館、運動公園等の充実）を整備）
- ・空き家活用のPRの推進。
- ・若者でなく高齢者を呼び込むための施策を実施する方法もある。
- ・雇用の場の誘致。

●移住者・若い人が増え、もっと活気が出るのが重要

●東峰村を知らない地域にもっとアピールするのが重要

●BRT等の公共交通の改善が必要

【教育】

●東峰学園の良さを広めることが重要

- ・東峰学園の教育の良さをもっと広報活動で広める。
（子育て世帯が住みたくなる）

●集団登校や下校ができれば良い

- ・毎回車での送り迎えなので、いずれ集団登校や下校が出来たらよい。

●必要な世代に投資することが必要

- ・地域性を生かすために、必要な世代に投資することが必要。

【コミュニティ】

●地域住民が活動を継続できる仕組みづくりが重要

- ・地域活動を取捨選択し、地域にとって必要な活動のみを残す。
- ・住民の地域活動の継続意思のある間に、仕組みづくりを行う。
- ・地元の人が、BRTの駅で、野菜などを販売できるスペースがあると良い。

2. 東峰村の概要

(3) 計画課題

各種調査結果を踏まえ、本計画策定上の課題を次のとおり整理しました。

●人口減少の減少幅を緩やかにする

- 本村では、昭和25年以降、人口減少が続いており、この流れは、今しばらくは続くと言想されています。
- 人口は、村の活力を維持・向上させるために不可欠な要素です。今、暮らしている方がより暮らしやすく、村での暮らしに関心を持っている方が移り住みやすくすることで、人口減少の減少幅を今よりも緩やかにしていくことが必要です。

●学び育つ環境を整える

- むらづくりにおいて、人づくりは全ての基礎となることであり、生涯を通じて学び育つ環境を整え、一人ひとりが持つ可能性を最大限に引き出すことが重要です。
- 知識や能力だけでなく、歴史や文化、地域や周りの人々を大切にし、行動する力を有する人材の育成を図る必要があります。

●働きやすく・働きたくなる環境を整える

- 暮らし続けるためにも、また移り住んでもらうためにも、働きやすく・働きたくなる環境を整えることは重要です。
- 美しい自然が育む農作物やそれから生まれる産品、また高取焼・小石原焼という伝統産業は、村のブランドそのものであり、ブランドの維持・向上に取り組む必要があります。
- 周辺市町村へのアクセスの更なる改善や、デジタル社会に対応した情報通信基盤の整備・更新などにより、村にしながら働ける環境の充実を図る必要があります。

●安全・安心に生活できる環境を整える

- 平成29年7年九州北部豪雨、令和5年梅雨前線による大雨は、村に甚大な被害をもたらしました。復旧・復興に向けて様々な取組を展開しているところですが、いつ起こるかわからない災害に備えて、防災・減災の取組を継続していく必要があります。
- 人生100年時代を迎えるにあたり、誰もが健康でいつまでも暮らし続けることができる環境が求められています。村民一人ひとりの状況に応じた切れ目ない支援の充実を図る必要があります。

●地域住民が地域活動を継続できる仕組みを整える

- 定住人口が減少するなかで、これまで受け継いできた地域行事や、役務などが出来なくなる恐れがあります。
- 複数の行政区が一緒になり、地域自身で地域の困り事の解決を図る地域コミュニティ協議会の仕組みづくりを進める必要があります。
- 村に縁のある方や、東峰村ファンの方などとの連携を強化し、地域に継続的に関わる機会の充実を図る必要があります。

第2章 基本構想

1. 将来像

2. 人口ビジョン

- (1) 人口の現状
- (2) 将来の人口見通し
- (3) 目標人口

3. 基本目標・施策の柱

4. 施策の体系

1. 将来像

私がやる！ 我ら村守

～かわる村へ こどもの笑顔 みんなが輝く村を目指して～

「私がやる！ 我ら村守」は、10年後に対する村民の決意を表しています。

東峰村には、美しく豊かな自然、人々に守り育まれてきた棚田の景観、代々受け継がれてきた小石原焼・高取焼に代表される伝統産業、そして、優しさと温かみにあふれる人々など、数多くの魅力を有する村です。そして、こどもや子育て世代への支援、環境整備は、県内でも随一のものです。

人口減少、超高齢化に直面する中であって、東峰村の多様な魅力、良さを持続していくには、一人ひとりがむらづくりを自分事として捉えて、変化や失敗を恐れることなく実際に取り組んでいくこと、そして、あらゆる挑戦を許容する心が重要となります。

こどもの笑顔があふれ、老若男女問わずみんなが輝く村となるように、村民、村職員、関係機関が一体となって取り組んでいきます。

「村守」とは、村民一人ひとりが村を守る活動を行うこと、また持続可能な村を創ることを意味しています。⇒第5回ワーキング会議で説明文を確定

2. 人口ビジョン

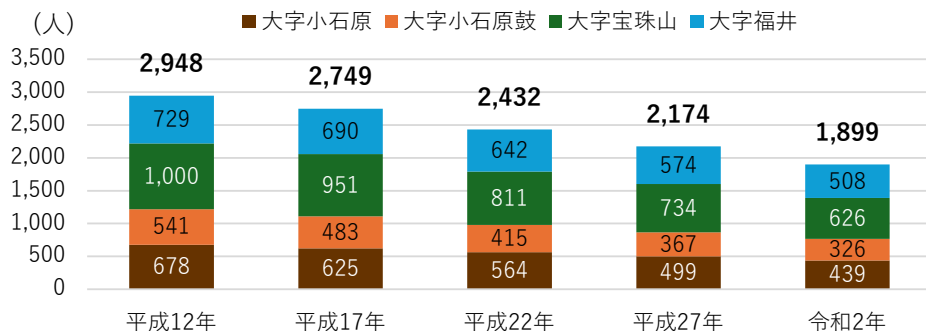
(1) 人口の現状

①東峰村の人口・世帯数の推移

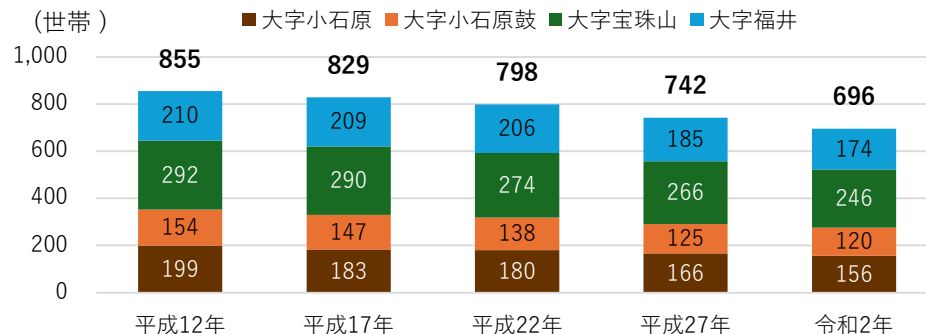
平成12年以降の人口の推移をみると、平成12年に2,948人であったのが、令和2年には1,899人と約1,000人減少しています。

世帯数も、平成12年に855世帯から、令和2年には696世帯と約160世帯減少しています。人口減少数に対して世帯減少数が少ない結果、1世帯当たり人員が減少し、世帯規模の縮小が進んでいます。

■人口の推移



■世帯数の推移



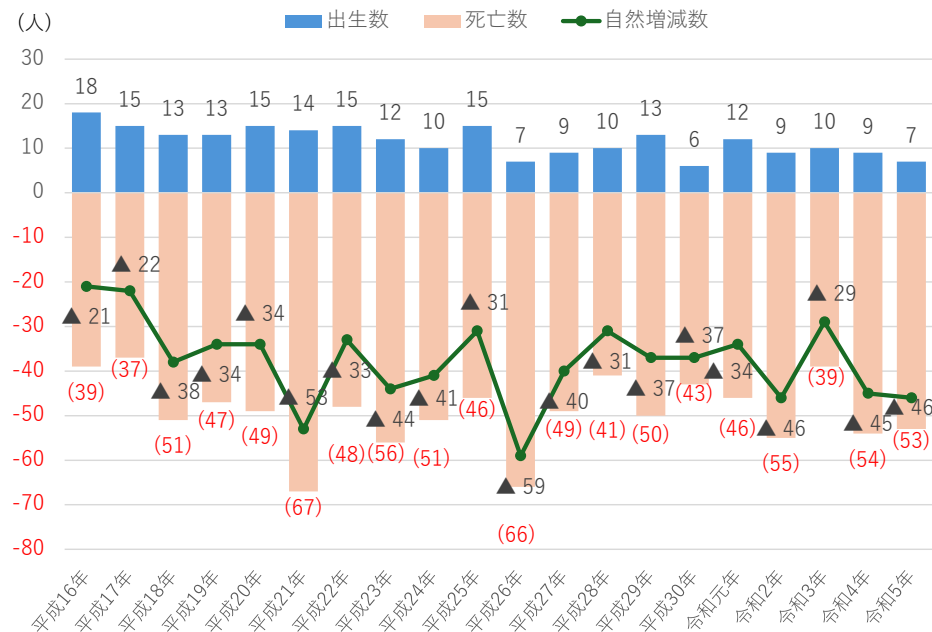
出所：各年国勢調査

②自然動態の状況

出生数は、平成26年以降、一桁台の年が見られるようになり、減少傾向が続いています。死亡数は、年によってバラつきがあるものの、年間40人～60人で推移しています。

その結果、出生数を死亡数が上回る自然減が続いています。

■自然動態の推移



出所：各年住民基本台帳移動報告

2. 人口ビジョン

(1) 人口の現状

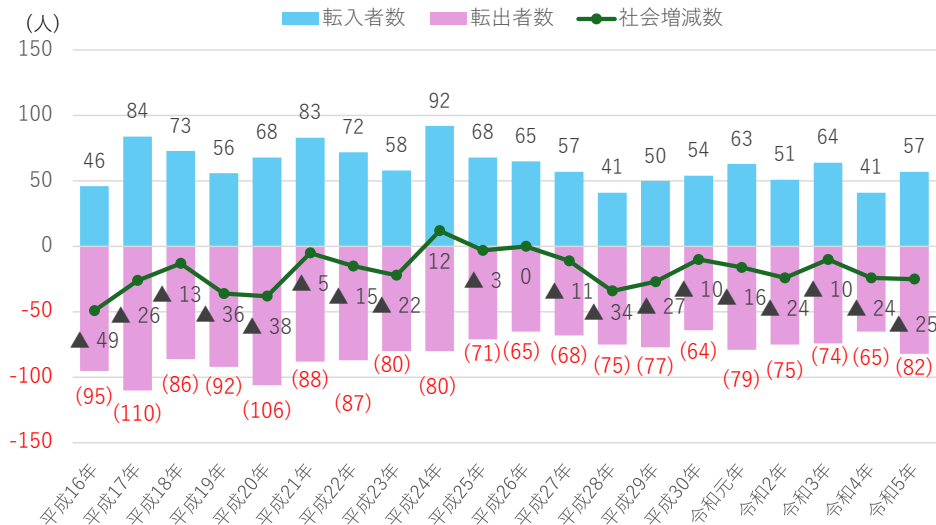
③社会動態の状況

平成16年以降の社会動態をみると、平成24年は転入数が転出数を上回っているものの、平成24年以外は転出超過となっており社会減が続いています。

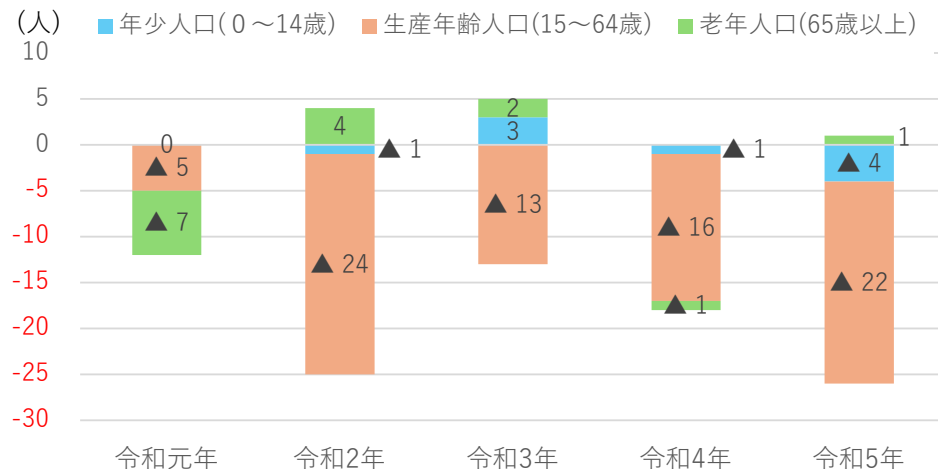
直近5年間（令和元年～令和5年）における年齢3区分別の転出入の推移をみると、生産年齢人口(15歳～64歳)は、転出数が転入数を上回る転出超過となっています。年少人口(0～14歳)及び老年人口(65歳以上)においては、転入数が転出数を上回る年もみられます。

令和元年から令和5年の転出入先をみると、東峰村への転入者の移動前住所は、福岡県内が67.4%、県外が32.6%、東峰村からの転出者の転出先住所は、福岡県内が62.9%、県外が37.1%となっています。

■社会動態の推移



■年齢3区分別の転出入の推移



■転出入先（令和元年～令和5年の総数）

<転入者（移動前の住所）>

自治体名	転入者数（人）	割合（%）
総数	264	100.0
福岡県内	178	67.4
県外	86	32.6

<転出者（転出先の住所）>

自治体名	転出者数（人）	割合（%）
総数	348	100.0
福岡県内	219	62.9
県外	129	37.1

出所：各年住民基本台帳移動報告

2. 人口ビジョン

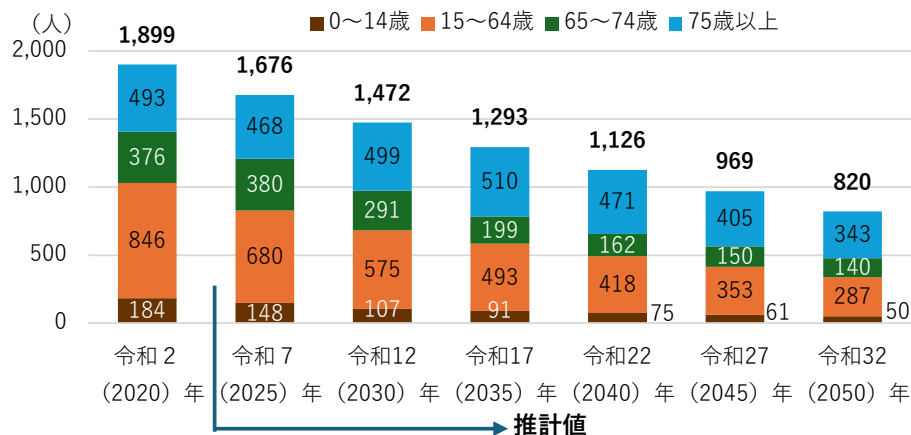
(2) 将来の人口見通し

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表した将来人口推計によると、令和12年には1,472人、令和22年には1,126人になる見込みです。令和17年までは、75歳以上の人口増加がみられるものの、その後は、すべての年代で減少します。

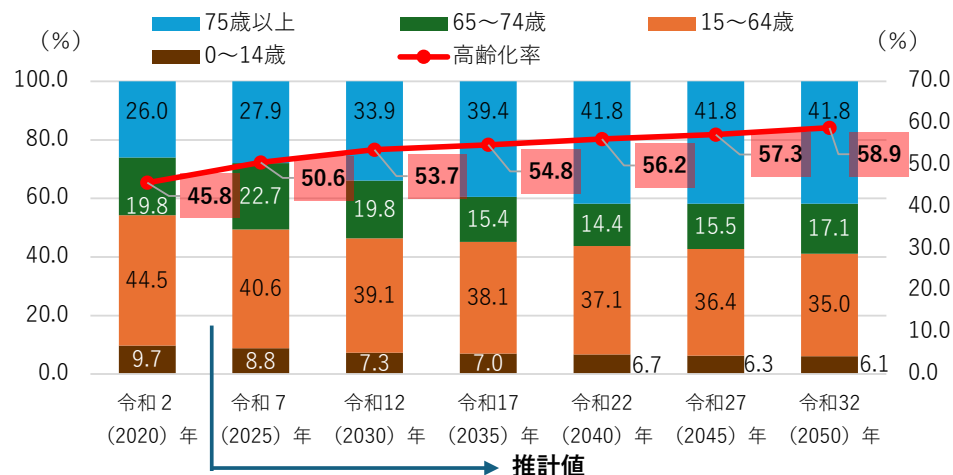
高齢化率の推移をみると、令和2年には45.8%であったのが、令和12年には53.7%、令和22年には56.2%と人口の半数以上を65歳以上の高齢者が占める予測となっています。

それに伴い、従属人口指数（生産年齢人口（15～64歳人口）が年少人口（15歳未満人口）と老年人口（65歳以上人口）をどれだけ扶養しているかを示した指数）は、令和2年の124.5から令和12年には156.0、令和22年には169.4に上昇する見込みです。このことは、働く人1人で、子どもや高齢者を1～2人を支える状況にあることを示しています。

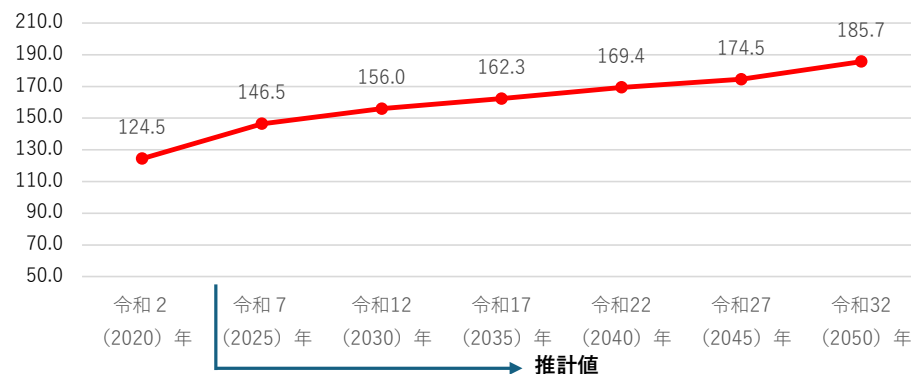
■将来人口推計結果



■将来人口における各年代の割合



■従属人口指数の推移



出所：国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来人口推計（令和5年推計）

2. 人口ビジョン

(3) 目標人口

①推計の前提

本計画策定にあたり、東峰村の将来に向けた発展の方向性とその方策を検討するにあたって、次の4パターンで将来人口推計を行いました。

- 推計ア：「国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）」が令和5年度に行った、最近の人口変化の傾向が将来にわたって継続すると仮定した場合の推計人口
- 推計イ：社人研推計で令和7年で設定されている合計特殊出生率※（1.49）を、以降も維持すると仮定した場合の推計人口
- 推計ウ：国が令和元年に改定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」に基づき、合計特殊出生率が令和17年に1.8程度、令和22年に人置換水準である2.07までに回復し、以降も同水準を維持すると仮定した場合の推計人口
- 推計エ：社人研推計で令和7年で設定されている合計特殊出生率（1.49）を、以降も維持しつつ、子育て世代（父・母：20代後半～30代前半＋子：5歳未満）が毎年3世帯移住してくると仮定した場合の推計人口

なお、将来人口推計の計算においては、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局・内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和6年6月版）」を使用し、計算を行いました。

目標人口は、次の2つの「人口が変動する要因」を積み上げて推計を行います。

自然増減：出生者数と死亡者数の差で発生する人口増減

社会増減：転入者数と転出者数の差で発生する人口増減

※合計特殊出生率：一生の間にひとりの女性（15～49歳）が生む子どもの数

②自然増減について

自然増減については、次の考え方に基づいて推計を行いました。

1) 合計特殊出生率

推計アは、「令和7年：1.49→令和32年以降：1.59」と設定。
（※社人研による設定）

推計イ、エは、令和7年で設定した合計特殊出生率（1.49）で将来も推移するものと設定。

推計ウは、「令和7年：1.49→令和17年：1.80→令和27年：2.07」と設定。

2) 死亡率

いずれの推計においても、社人研が行った推計での設定に準拠。

③社会増減について

村全体の社会増減は、社人研によって各自治体に設定された純移動率（人口に対する社会増減を表現する率）を基本として計算を行いました。

2. 人口ビジョン

(3) 目標人口

④推計結果

アからエまでの設定のもと、推計した結果、令和27年までの将来人口は次のとおりです。

	調査結果	推計値				
	令和2 (2020) 年	令和7 (2025) 年	令和12 (2030) 年	令和17 (2035) 年	令和22 (2040) 年	令和27 (2045) 年
推計ア 社人研推計	1,899	1,674	1,475	1,295	1,129	969
推計イ 合計特殊出生率 令和7年1.49が継続	1,899	1,674	1,474	1,293	1,126	965
推計ウ 合計特殊出生率 令和17年までに1.80 令和27年までに2.07	1,899	1,674	1,477	1,301	1,139	983
推計エ 合計特殊出生率 令和7年1.49が継続 毎年子育て世代が3 世帯移住	1,899	1,674	1,523	1,395	1,280	1,167



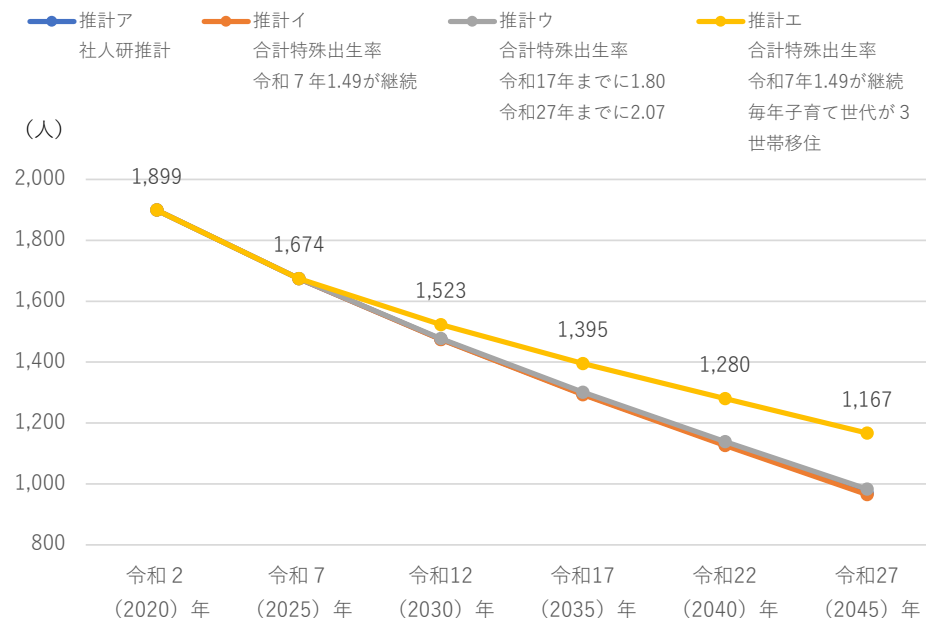
上記の推計結果を踏まえ、東峰学園において複式学級※の基準（小学校：1年生含む学年8人、それ以外は16人以下、中学校：8人以下）以上のこどもの数を確保することを念頭に、推計エを目標人口とします。

※複式学級：小中学校のクラスにおいて、2つ以上の学年を1つにした学級のこと。

⑤目標人口の設定

推計結果を踏まえ、令和17年、令和27年の目標人口を以下のとおりとします。

令和17（2035）年 1,400人
令和27（2045）年 1,170人を目指す



3. 基本目標・施策の柱

将来像の実現に向けては、次のとおり基本目標と、施策の柱を定めて取り組むものとします。

基本目標

こどもが真ん中・誰もが生涯輝く むらづくり

少子高齢化が進展する中、**こども・若者やその保護者が暮らしやすい村を、地域が一体となつて**つくります。

「東峰村こども計画」に基づいてこども・若者や、子育て世代への支援の充実を図るとともに、保育所等における幼児教育と学校教育の連携などが更に進んだむらづくりを目指します。また、本村は東峰学園において小中一貫教育を推進してきました。確かな学力を身に付け、豊かな人間性を有し、村を愛する心を教育を通じて醸成します。

また、人生100年時代を迎えるにあたり、ワンヘルス※の考え方も踏まえながら、誰もが心身共に健康に過ごせるむらづくりが求められています。

予防医療の充実による高齢者の健康維持をはじめ、一人ひとりの健康づくりと介護予防を推進し、障がい者等にも優しいむらづくりを進めます。また、生涯学習や地域文化の振興により、歴史文化の継承、生きがいづくりを進めます。

※ワンヘルス：「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方

施策の柱

1. こども・子育て支援の充実

- 地域でこどもを育てる環境を整備するため、こどもの権利の保障や子育て活動の推進、こども・子育てに関する意識啓発などに取り組みます。
- 母子の健康確保に向けて相談・健診体制の充実を図ります
- 子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱くことが無いように、一人ひとりのライフステージに寄り添った切れ目のない支援を実施するとともに、子育てに関する負担の軽減を図ります。

施策の柱

2. 健康長寿を支える環境整備

- 予防医療の充実による高齢者の健康維持をはじめ、顔の見える健康づくりを計画的に推進するとともに、村内の東峰村立診療所における医療従事者の確保、緊急時の医療体制の充実を図ります。
- 「東峰村地域福祉計画・東峰村地域福祉活動計画」のもと、地域の支え合い、見守り等の取組を推進します。
- 「地域包括ケアシステム」のもと、高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らせるむらづくりを進めます
- 障がい者が安心して生活できる環境づくり、サービスの充実を図ります。

3. 生涯を通じた教育環境の充実

- 保育所（園）を含めた保・小中一貫教育を推進します。
- 社会的自立を目指して、キャリア教育を充実・発展させます。
- グローバル人材の育成を目指して、ALTや外国人等による英語教育を推進します。
- これから求められる情報活用能力を育成するために、ICT教育及びプログラミング教育を推進します。
- 高齢になっても充実した生活が送れるように生涯学習を推進します。
- すべての人が互いの人権を尊重し、ともに支えある差別や偏見のない明るい社会の実現に向けて人権教育・人権啓発を推進します。

4. 地域文化・スポーツの振興

- 神楽等の伝統芸能や寺社建築等の文化財の保全・継承を図るとともに、それらの活用を推進します。
- スポーツ団体の活動を支援するとともに、グラウンドなどでスポーツが出来る環境の整備を図ります。

3. 基本目標・施策の柱

基本目標

美しい自然・伝統産業を活かした むらづくり

むらの活力の維持・向上を図るためには、村の基幹産業である農業や小石原焼・高取焼等の伝統産業が継続できる環境づくり、そして、それらを活かした観光振興が重要となります。

それぞれの産業において、後継者不足、新たな担い手が不足しており、事業者等と連携して事業継続していくための取組を進めます。また、観光客などの交流人口や、ふるさと納税等で継続的に関わってもらう関係人口を呼び込むむらづくりを目指します。

観光客等を呼び込むためにも、本村の恵まれた自然環境を次世代に引き継いでいくことが重要となります。

自然環境の美しいむらづくり、環境負荷の低減を図るむらづくりを目指します。

施策の柱

1. 農林業の継続に向けた環境整備

- 持続可能な農業体制に向けて、営農体制の充実や担い手の育成、作物の振興による農家所得の向上等に取り組むほか、有害鳥獣対策を進めます。
- 生産性の向上を図るため、農道や林道を含め農村環境の総合的な整備を進めます。
- 農業を活かし、地産地消や6次産業化を進めます。
- 森林の保全・活用に向けて、森林整備の推進や担い手の育成、森林資源の活用などに取り組みます。

施策の柱

2. 地場産業の振興

- 小石原焼や高取焼の伝統工芸の技と知恵を産業の活性化に活かしていくため、今後も安心して活動できる環境づくりや、他の産業との連携による新産業の創出など、伝統産業の振興を図ります
- 地元企業・事業所等の振興や、新たな雇用の場を誘致するなど、雇用の場の維持・創出を図ります。

3. 観光むらづくりの推進

- 観光プロモーション体制の強化、観光情報の発信や旅行業者等との連携による誘客促進、観光受入体制の整備など、観光によるむらづくりを推進します。
- 地域資源の活用や体験交流事業の展開、イベントの実施など着地型旅行※商品開発を推進します。

※着地型旅行：旅行者を受け入れる地域（着地）側が、地域の観光資源を活かした旅行商品や体験活動を旅行者に提供する旅行形態のこと。

4. 生活環境の整備

- 水の安定供給に向けて、上水道を計画的に整備するとともに、農業用水や河川の水質汚濁の防止に向けて、合併処理浄化槽の整備を促進します。
- 循環型社会の実現を目指し、ごみ・し尿処理体制の充実を図るとともに、ごみの減量化と再資源化を推進します。
- 「東峰村河川をきれいにする条例」に基づく河川浄化や下流域住民との森林保全活動などにより、水と緑の保全活動を進めます。
- 住民参画のもと、自然環境や景観の保全・整備、再生可能エネルギー等の活用を推進します。

3. 基本目標・施策の柱

基本目標

東峰村が持続するための強い むらづくり

人口減少の中でも元気が発信できる村、これからも東峰村として持続する「合併しない村」であり続けるために、「強い村」を目指します。そのためには、強い財政、強い行政、強い地域が重要となります。

村民の安全・安心の確保に向け、防災・安全対策に取り組むとともに、暮らしやすい村の実現に向けて道路・交通の整備、地域における情報通信網の活用などの取組を進めます。

様々な地域の課題に対して行政がすべて直接解決することが難しい中、これまで以上に、村民と行政とが協働した取組が求められています。

人口減少を抑制するための移住・定住の更なる促進や、地域の魅力創出や困りごとの解決に地域自らが考え取り組む地域コミュニティ協議会の設立に向けた取組、効率的な行財政運営に向けた取組などを進めます。

施策の柱

1. 防災・安全対策

- 地域の実情に沿った消防体制の構築に向けて、非常備消防体制や、消防施設の充実を図ります。
- 地域防災力の向上に向けて、自主防災組織の育成・充実や、防災に関する情報の周知徹底、避難所等の防災機能の向上、治山事業を推進します。

2. 交通・通信体系の整備等

- 身近な生活道路の整備、村民が利用しやすい地域公共交通の確保・維持を図ります。
- 自然環境の保全や、災害時における安全性確保のため、秩序ある計画的な土地利用を推進します。
- 社会全体のデジタル化に向けて、情報通信網を活かした情報の受発信環境の整備、情報化に対応した人材の育成を図ります。

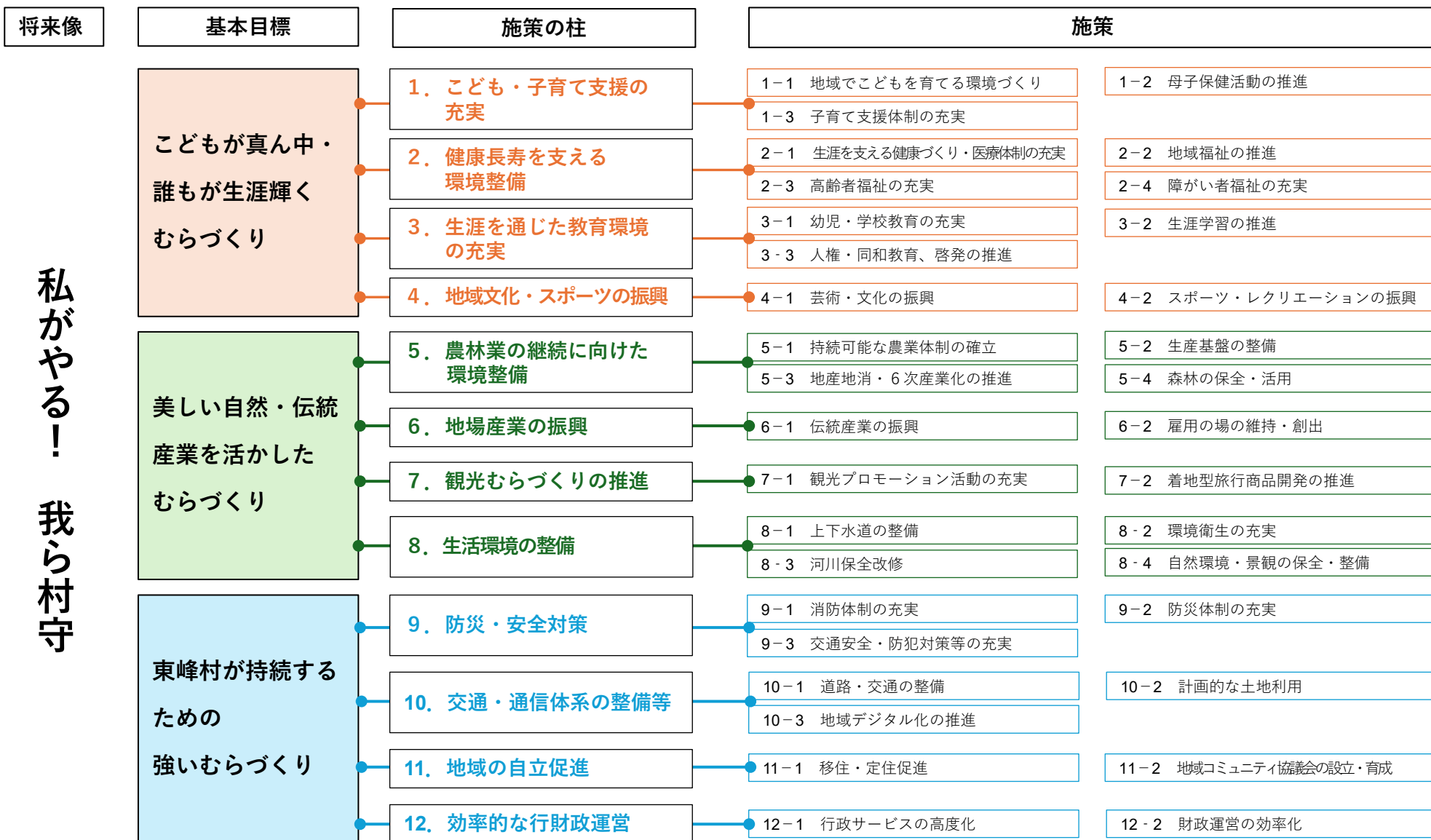
3. 地域の自立促進

- 移住・定住促進に向けて、情報提供・相談体制の充実、住宅・宅地の整備、住宅取得や就業の支援などに取り組めます。
- 地域コミュニティ協議会の設立・育成に向けて、住民自治意識の高揚や住民自治組織の充実、地域人材の育成などに取り組めます。

4. 効率的な行財政運営

- 村が抱える課題や社会情勢、村民ニーズの変化や、今後、ますます専門化・高度化が予測される行政ニーズに対応するため、効率的な行政組織づくりや、専門性の高いサービスの提供、デジタル化、広域行政を推進します。
- 厳しい財政状況に対応するため、財政計画に基づく事業推進や、行政コストの削減、産業施策や定住促進による税収の維持等、財政基盤の充実を図ります。

4. 施策の体系



イラスト・写真・図

イラスト・写真・図

第3章 前期基本計画

- | | |
|--------|----------------------|
| 基本目標 1 | こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり |
| 施策の柱 1 | こども・子育て支援の充実 |
| 施策の柱 2 | 健康長寿を支える環境整備 |
| 施策の柱 3 | 生涯を通じた教育環境の充実 |
| 施策の柱 4 | 地域文化・スポーツの振興 |
| 基本目標 2 | 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり |
| 施策の柱 5 | 農林業の継続に向けた環境整備 |
| 施策の柱 6 | 地場産業の振興 |
| 施策の柱 7 | 観光むらづくりの推進 |
| 施策の柱 8 | 生活環境の整備 |
| 基本目標 3 | 東峰村が持続するための強いむらづくり |
| 施策の柱 9 | 防災・安全対策 |
| 施策の柱10 | 交通・通信体系の整備等 |
| 施策の柱11 | 地域の自立促進 |
| 施策の柱12 | 効率的な行財政運営 |

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 1 こども・子育て支援の充実



1-1 地域でこどもを育てる環境づくり

【現状と課題】

本村では、「東峰村次世代育成支援行動計画及び第2期東峰村子ども・子育て支援事業計画」に基づき計画的に次世代育成支援対策等の取り組みを進めてきました。

社会環境の変化や本村のこどもや子育て家庭を取り巻く状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的にかつ総合的に推進するため、令和4年6月に成立した「こども基本法」に基づき、従来の計画に「子どもの貧困対策推進計画」「子ども・若者計画」を加えた一体的な計画として「東峰村こども計画」を令和7年3月に策定しました。今後は、同計画に基づきこどもの権利※の保障などの施策を推進して行く必要があります。

また、保健・医療の充実、男女共同参画社会の推進などにより、子育てしやすい地域・職場・家庭環境づくりを進め、地域社会が子育てを担う体制づくりを進める必要があります。

※こどもの権利：こどもが生まれながらに持つ権利のことで、「こどもの命が守られ成長できること」、「こどもの意見の尊重」、「こどもの最善の利益」、「差別の禁止」という4つの原則で表される。

【事業】

(1) こどもの権利の保障

- ①こどもの権利の周知
- ②こども・若者の意見の尊重や参画の促進

(2) 子育て活動の推進

- ①「東峰村こども計画」に基づく子育て支援の推進
- ②自然環境を活かしたこどものための遊び場や親子の交流の場づくり
- ③住民による子育て支援への理解促進
- ④地域行事等を通じた世代間交流の促進

(3) こども・子育てに関する意識啓発

- ①出産や育児に対する理解推進
- ②男女共同参画の促進

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 1 こども・子育て支援の充実

1-2 母子保健活動の推進

【現状と課題】

保健師及び看護師が母子健康手帳交付後に全妊婦に対し家庭訪問を行い、妊娠・出産に関する知識や心構えについて啓発するとともに、妊娠中の母体や胎児及び出生後の乳児の健康管理などの保健指導を行います。

また、①子どもの健やかな発育・発達を支援すること、②疾病の発症・流行を予防することを目的として保健師等による産後2か月児訪問・乳幼児健診・定期予防接種等を実施しています。

その他、臨床心理士による子育て相談会を開催し、子育てに関する悩みのアドバイスも含め、発達障害等のスクリーニングや相談などにも対応しています。また、随時、保健師・看護師及び管理栄養士による母子の健康相談・保健指導も実施しています。

引き続き、母子の健康確保に向けて各種相談・健診の充実や受診率向上への働きかけを推進し、妊婦前から妊娠期、産前産後期、乳幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保を図る必要があります。

【事業】

(1) 相談・健診体制の充実

- ①医療機関等との連携による妊娠から出産、子育てに関する相談体制の充実
- ②健康相談や健康診査体制の充実
- ③臨床心理士・保健師・管理栄養士等が参加する相談会の実施

1-3 子育て支援体制の充実

【現状と課題】

本村においては、急速に少子化が進んでおり、子育て支援及び保育サービスの充実に向けた取り組みを実施しています。

必要な支援が特定の年齢で途切れることのないよう、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、ライフステージに応じた切れ目のない支援をしていく必要があります。

また、子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩むことなく、こどもと向き合える環境づくりが求められており、今後一層、公的サービスとしての子育て支援体制の充実を図る必要があります。

【事業】

(1) 切れ目のない支援の実施

- ①子ども家庭センターの相談支援の充実
- ②一人一人のライフステージに寄り添ったきめ細かな支援の充実
- ③子育てに関する情報提供の充実
- ④子育て家族への支援

(2) 子育てに関する負担の軽減

- ①保育料・副食費の無償化
- ②子ども医療費の無償化

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 2 健康長寿を支える環境整備



2-1 生涯を支える健康づくり・医療体制の充実

【現状と課題】

生涯現役に向けて、予防医療の充実による高齢者の健康維持をはじめ、個々人の顔の見える健康づくりを推進するとともに、これらの活動により医療費の適正化を図る必要があります。

本村の医療機関は、小石原地区の東峰村立診療所、小石原鼓地区及び福井地区に私立の歯科医院があります。このうち、東峰村立診療所はへき地診療所として位置づけられていますが、令和6年度までに小石原鼓・宝珠山診療所の2施設が閉鎖されたことから、地域医療のあり方についての検討が必要です。

高度な医療は、朝倉医師会病院が地域の医療拠点病院として対応しています。救急医療は、甘木朝倉消防署東出張所や東部分署に救急車を配備して、日田市の総合病院までが30分程、朝倉医師会病院までが40分程で到着できる体制が整っています。

将来的な課題として地域住民の健診結果や、病名、処方された薬などの情報を管理して、保健・福祉・医療の総合的なネットワークづくりを進める必要があります。

【事業】

(1) 健康づくりと予防医療の充実

- ①健康増進計画の策定
- ②健康診査の実施や健康管理システムの活用による予防医療の推進
- ③地域に根ざした健康づくり活動の推進

(2) 診療体制の充実

- ①東峰村立診療所における医療従事者の確保
- ②朝倉医師会病院を核とした東峰村立診療所との連携による高度医療や診療体制の充実
- ③往診、訪問診療等の推進
- ④診療所の移設・改修等
- ⑤へき地拠点病院（飯塚市立病院）との連携

(3) 救急医療体制の充実

- ①広域的な救急医療体制の充実

(4) 保健・医療・福祉の連携強化

- ①複合的な課題に対する総合相談窓口の充実
- ②健康診査結果や受診履歴等、保健医療情報ネットワークへの対応
- ③相談を包括的に受け止め、その場で専門職による個別支援が行われる包括的な支援体制の拡充

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 2 健康長寿を支える環境整備

2-2 地域福祉の推進

【現状と課題】

本村では、令和5年度に「第3次東峰村地域福祉計画」を策定し、過去の災害を踏まえ、村民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、家族だけではなく、地域に暮らす住民同士のつながりを大切にし、お互いを支え合い、助け合いながら地域を共に創っていくことができる「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいます。

今後もこの計画を推進するとともに、計画と連携した東峰村社会福祉協議会の地域福祉活動を推進する必要があります。

また、民生委員・児童委員の活動を支援し、地域の社会福祉委員などの世話人、ボランティアなどの人材の育成や、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援などの相互連携を進め、行政・医療機関・福祉法人・団体など多様な組織の参加と住民との連携による地域福祉を進める必要があります。

【事業】

(1) 地域福祉計画の推進

- ①地域福祉計画の策定と施策の推進
- ②社会福祉協議会や社会福祉法人、団体等の連携による地域福祉の推進
- ③民生委員・児童委員の活動支援、地域の世話人、ボランティア等の人材育成
- ④地域福祉拠点の充実・活用

(2) 地域福祉活動の推進

- ①地域福祉活動計画に基づく施策の推進

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 2 健康長寿を支える環境整備

2-3 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

本村の65歳以上の人口は846人（令和7年3月末日現在）で高齢化率は48.4%に達しています。また、令和7年には団塊の世代が75歳以上、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口はピークを迎え、その後も75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

本村では、令和5年度に「東峰村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定し、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえて介護サービスの基盤整備に取り組んでいます。

引き続き、介護サービスの基盤整備に取り組むとともに、地域の実情に応じて「地域包括ケアシステム※」の深化・推進を図り高齢者が住み慣れた地域で、健やかに暮らせるむらづくりを推進していく必要があります。

また、高齢者の自立と知識や技能を活かした多様な社会参加を促進し、生きがいを持って活躍できる元気な高齢者が住むむらづくりが求められています。

自らが移動手段を持たない高齢者等に向けては、外出支援・のろーと（乗合タクシー）などのサービス提供体制の充実を図る必要があります。

※地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まい、医療、介護、生活支援が包括的に提供するための体制のこと。

【事業】

（1）地域包括ケアシステムの構築

- ①在宅医療・介護の連携
- ②地域ケア会議の推進
- ③認知症施策の推進

（2）地域支援事業の実施

- ①介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ②地域包括支援センターの充実
- ③生活支援サービスの充実
- ④任意事業の充実（配食、外出、買物、家事サービス等の提供）

（3）在宅介護支援の推進

- ①家族介護者等への支援充実
- ②ホームヘルパー等の人材育成・確保

（4）自立と社会参加の促進

- ①高齢者の社会参加や就業の促進にむけた意識づくり
- ②高齢者の交流機会や活動の場の確保と情報提供の推進

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 2 健康長寿を支える環境整備

2-4 障がい者福祉の充実

【現状と課題】

本村では、令和6年12月現在で身体障害者手帳所持者が130名、療育手帳所持者が30名、精神障がい者保健福祉手帳の所持者が24名程度みられます。

国の障がい保健福祉施策は、障がいのある人が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度に転換した後、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、身体障がい及び知的障がいのある人に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立しました。さらに、平成25年度には、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）が施行されました。

本村では、平成28年度に「第2次東峰村障がい者計画」、令和5年度に「第7期東峰村障がい福祉計画」、「第3期東峰村障がい児福祉計画」の策定を行い、障害者総合支援法に基づいて障がい福祉サービスの提供を行っています。

引き続き、サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるように取り組むとともに、障がい者等の権利擁護を推進していく必要があります。

【事業】

（1）計画的な障がい者施策の推進

- ①障がい者（児）を支えるネットワーク体制の充実
- ②公共空間のバリアフリー化の推進
- ③東峰村障がい者計画・障がい福祉計画の見直し

（2）障がい福祉サービス等の提供確保

- ①医療・福祉サービスの充実
- ②障がい児への教育、就労支援の充実
- ③障がい福祉サービスの提供確保
- ④地域生活支援事業等の提供確保

（3）障がい者等の権利擁護

- ①権利擁護、啓発・広報活動

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 3 生涯を通じた教育環境の充実

3-1 幼児・学校教育の充実

【現状と課題】

本村は、小中一貫校として東峰学園があり、小学校から中学校までの9年間の一貫した教育目標のもとに教育活動を展開しています。

東峰学園の9年間において、これからの予測不能な未来を生き抜くための確かな学力、豊かな人間性、たくましい体力と健康を育んでいく教育活動の充実を図り、学校が家庭や地域と連携協力して、こどもたちが生き生きと主体的に学ぶことができる学校づくりを推進していく必要があります。

また、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることから、東峰学園との接続を視野に入れた0歳から15歳までを見通した教育の推進を図るとともに、保育所（園）における保育の充実も一層重要となります。そのためにも学校運営協議会を核に地域に開かれた学校、保育所（園）の連携及び教育活動、保育活動の充実・発展に取り組んでいく必要があります。

さらに、学校、保育所（園）施設の機能の充実を図るとともに、スクールバスの安全運行と通学路の自動車交通からの安全の確保を継続する必要があります。



【事業】

（1）魅力的な保育・教育環境の整備

- ①保育施設の維持・整備
- ②東峰学園の円滑な運営の支援、保・小中一貫教育による15年間を見通した教育の推進
- ③教育環境の計画的な整備と美しく安全・安心な学校づくりの推進

（2）学校・家庭・地域と連携した教育の推進

- ①家庭や地域との緊密な連携による開かれた東峰学園づくりの推進
- ②学校・家庭との連携による家庭学習の定着
- ③学びの場の拡充等に向けた関係諸機関・団体との連携強化

（3）確かな学力と豊かな心の育成

- ①東峰村ならではの特色ある教育課程の編成・実施・評価
- ②児童生徒の体験活動や交流活動の促進
- ③情報化の進展に対応した情報活用能力の育成
- ④国際化に対応した教育及び英語によるコミュニケーション能力の向上

（4）個々の児童生徒を伸ばす教育活動の充実

- ①相談体制の充実
- ②キャリア教育の充実

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 3 生涯を通じた教育環境の充実

3-1 幼児・学校教育の充実

【事業】

(5) 心身ともに健やかな児童生徒を育成する健康教育の推進

- ①健康教育の教育課程への位置づけと充実
- ②食育の推進と充実
- ③健康・体力づくりの推進

(6) 特別支援教育の充実

- ①特別支援教育についての理解促進と適切な運用
- ②特別支援学級の適切な運営と一層の充実

(7) 学校図書館機能の充実

- ①全校・学級での日常的・継続的な読書センターとしての機能の充実
- ②学校図書館の学習センター・情報センターとしての機能の充実

(8) 人権・同和教育の推進

- ①教育活動全領域における人権・同和教育の推進
- ②ユニバーサルデザイン、共生社会の視点を活かした授業づくり

(9) 通学時の安全の確保

- ①スクールバスの安全運行
- ②交通安全教室の実施等自動車交通からの安全の確保
- ③防犯教室の実施等犯罪からの安全性確保

イラスト・写真・図

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 3 生涯を通じた教育環境の充実

3-2 生涯学習の推進

【現状と課題】

教育基本法第3条の生涯学習の理念は、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないとされています。

生涯学習は、幼児期・児童期・青少年期・成人期・壮年期・老年期といったライフステージの中で行われ、学校や社会の中の組織的な活動ばかりではなく、文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・趣味などの様々な活動において取り組まれます。また、生涯学習によって個人の考え方や感情が豊かになり、人々がふれあい、つながりを深め、地域のコミュニティが形成されることが期待されます。

このように、自己を高める生涯学習は、村を創造していく活動につながり、むらづくりの原動力にもなります。このため、住民と公民館・学校・ボランティア団体・行政などが連携し、機能の集約・分担による生涯学習機能の充実を図る必要があります。地域人材の活用にあたっては、人材情報や学習プログラムの登録により、一元的な情報提供体制の構築を図る必要があります。

青少年の育成においては、人材育成機会の提供や多様な社会参加の機会の提供により、地域に根ざした健全育成活動を促進する必要があります。

【事業】

(1) 生涯学習推進体制の整備・充実

- ①公民館活動の活性化、村民に広く学習の機会や場の提供
- ②家庭・学校・地域の連携を深める事業の実施

(2) 公民館活動の充実

- ①年齢や性別に捉われない幅広い内容の講座の開催
- ②自治公民館及び地区の親子活動の支援
- ③一館一運動など地域の特色を生かした自主的活動の支援
- ④青年団など社会教育団体の活動支援

(3) 村の施設の有効活用

- ①いずみ館・いぶき館・喜楽来館などとの連携による有効活用
- ②生涯学習対応の情報機器が活用できる学習の場の提供
- ③公民館図書の充実

(4) 青少年の健全育成

- ①青少年育成村民会議の充実
- ②子ども館の効果的な活用
- ③青少年期における体験・奉仕活動等の推進

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 3 生涯を通じた教育環境の充実

3-3 人権・同和教育、啓発の推進

【現状と課題】

現在、人権について様々な取り組みを行っていますが、今後も継続的にすべての人が互いの人権を尊重し、ともに支えあう差別や偏見のない明るい社会を実現するため、平成27年度に開設した朝倉地域人権啓発情報センターと連携し、人権問題についての正しい理解と認識を深めるための多様な学習機会の充実を図り、人権教育・啓発への取り組みを推進する必要があります。

近年では児童虐待が増加するとともに、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題が発生しています。また、LGBTQ※1に代表されるように性的指向及びジェンダーアイデンティティ※2の多様性に寛容な社会の実現が求められており、一人ひとりの人権意識をさらに高める必要があります。

「男女共同参画社会基本法第2条」に男女共同参画社会は、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。その実現に向けて、男女共同参画社会についての教育や啓発をさらに推進する必要があります。

※LGBTQ：Lesbian（レズビアン：女性で女性が好きの人）、Gay（ゲイ：男性で男性が好きの人）、Bisexual（バイセクシュアル：男性と女性どちらの性も好きになる人）、Transgender（トランスジェンダー：生まれたときに割りあてられた性とは違う性を自認している人）、Questioning/Queer（クエスチョニング/クィア：自分の性のあり方が分からない、決めていない人）の頭文字を取ったもの。性的マイノリティーを表す総称の1つで、性的指向や性自認に関することを表現する。

※ジェンダーアイデンティティ：自身の属する性別に関する意識のこと。

【事業】

（1）人権・同和教育の推進

- ①公民館学級・講座の中で人権・同和教育に関する学習の実施

（2）啓発の推進

- ①同和問題啓発強調月間、人権週間に研修会等の開催
- ②人権教育の推進者の人権感覚、人権意識の向上のための研修

（3）男女共同参画社会の実現

- ①男女共同参画計画の策定
- ②男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
- ③学校・職場・家庭・地域における意識改革の促進
- ④DVに関する周知・啓発の推進、被害者支援対策

基本目標 1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策の柱 4 地域文化・スポーツの振興

4-1 芸術・文化の振興

【現状と課題】

本村の豊富な文化財や伝統芸能の保存・継承とともに、交流事業、生涯学習事業などにおける活用を推進する必要があります。

また、既存教育・文化施設のネットワーク、活動団体のネットワークを構築し、文化・芸能活動の促進、施設の有効利用、地域文化を発信する必要があります。

【事業】

（１）文化財の保護と活用

- ①文化財の保護と東峰村文化財保護条例による文化財の指定
- ②文化財保護と愛護思想の普及
- ③歴史的遺物や文化財の保存・展示の推進

（２）芸術文化活動の支援

- ①文化協会の活動支援
- ②文化協会発表会、文化講演会、コンサート等の開催

（３）地域文化の継承

- ①各集落や地域の文化の継承
- ②各種団体行事や地域の伝統行事の支援
- ③伝統工芸である焼き物文化の継承



4-2 スポーツ・レクリエーションの振興

【現状と課題】

スポーツ・レクリエーションについては、こどもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々がそれぞれの志向・レベルに合わせて参加でき、地域住民による自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブの育成と活動支援など、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境の充実を図る必要があります。

【事業】

（１）生涯スポーツ活動の普及

- ①総合型地域スポーツクラブ（らぶすぽ東峰）の組織化・定着化の推進
- ②家族のふれあい・親子で楽しめるプログラムづくり
- ③村民参加によるスポーツ大会（グラウンドゴルフ大会、ビーチボールバレー大会、モルック大会など）の開催

（２）各スポーツ団体の育成と活動の充実支援

- ①スポーツ少年団（フットサル、陸上など）の活動等支援
- ②一般スポーツ団体（バスケット、バドミントン、ソフトボール、弓道、ゲートボール、フットサルなど）の活動等支援

（３）スポーツ・レクリエーション施設の整備と利用促進

- ①村民センター、村民グラウンド等の整備と利用促進

イラスト・写真・図

イラスト・写真・図

基本目標 2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 5 農林業の継続に向けた環境整備



5-1 持続可能な農業体制の確立

【現状と課題】

国勢調査の結果から平成12年以降の就業者数の推移をみると、全産業で減少傾向にある中、第1次産業の割合も低下しています。また、就業者の平均年齢をみても、第1次産業は67.4歳と、第2次産業の56.4歳、第3次産業の51.4歳と比べても高く、高齢化が進んでいます。

畜産業を含め農業従事者の高齢化や後継者不足により、生産量の減少や、共同作業等が困難となっています。今後は、国のみどりの食料システム戦略に基づきながら、集落営農組合等による農作業の共同化・機械化の推進や新規就農支援（後継者育成）、作物の振興による農家所得の向上などに取り組む必要があります。

また、近年の消費者ニーズの多様化及び環境保全に対する意識の高まりから、JAをはじめとする関係機関と連携し、環境負荷を軽減した農業（有機農業等）を推進する必要があります。

近年、シカ、イノシシなどの野生鳥獣による農林産物の被害が拡大し、深刻な状況にあります。被害防止のため、隠れ場所となる環境の改善、柵等の防護対策や捕獲による駆除などの対策を講じる必要があります。

【事業】

（1）営農体制の充実

- ①集落営農組織の育成と営農体制の充実・効率化
- ②農業生産法人の育成と効率的な農業経営の促進
- ③農作業受委託体制と営農支援組織の充実

（2）担い手の育成・指導体制の充実

- ①認定農業者の育成
- ②後継者や新規就農者の技術研修による担い手育成
- ③IJUターン※者や退職者等の新規就農の促進
- ④試験研究機関やJAとの連携による生産指導体制の充実
- ⑤技術開発や技術研修機会の充実

※IJUターン：Iターンとは、出身地とは別の地方に移住すること、Jターンとは、地方から一度都市部へ移住し、再び地方に移住すること、Uターンとは、地方から都市部へ移住したものが再び地方の生まれ故郷に戻ることに。

（3）多様な農産物の生産振興

- ①地域水田農業ビジョンの策定・更新
- ②米、野菜、果樹、花き等の複合経営の促進
- ③新しい特産品の開発と高収益作物の生産振興
- ④農家の高齢化に対応した軽量な葉物野菜の導入
- ⑤うまい米づくり

基本目標 2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 5 農林業の継続に向けた環境整備

5－1 持続可能な農業体制の確立

【事業】

（４）有機農業の推進

- ①有機農産物の認証支援
- ②JA筑前あさくらを単位とした取り組みの推進・連携強化
（減農薬・有機JASへの適合など）

※有機JAS：農薬や化学肥料などの化学物質に頼らずに自然の力を活かして、生産された産物や畜産物等の食品を認証する制度のこと。

（５）畜産の振興

- ①後継者の育成
- ②有機農業との連携

（６）有害鳥獣対策の推進

- ①有害鳥獣による被害防止策の充実
- ②有害鳥獣駆除の推進
- ③捕獲した鳥獣肉の多角的な商品化及び販路開拓

イラスト・写真・図

基本目標 2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 5 農林業の継続に向けた環境整備

5－2 生産基盤の整備

【現状と課題】

平成29年7月九州北部豪雨災害等では、河川の氾濫、土砂災害等により、山林、農地に大きな被害がありました。

早期の復旧・復興のためには、復興計画に基づき、農地、林地、インフラの復旧を図るとともに、農林業の再生に取り組む必要があります。

また、生産性の向上を図るため、農道や耕作道などの整備、良好な農村環境の創出をめざした農村生活基盤の整備をさらに推進する必要があります。

【事業】

(1) 農村環境の総合的な整備

- ①機械化営農による省力化と生産性向上を図るための比較的小規模な農地整備の検討
- ②中山間地域の農村活性化を図る共同利用施設・農道・用水・ため池等の総合的な整備
- ③営農組織等による農地の集約と活用
(災害復旧に合わせた遊休農地の管理・活用)

(2) 農道・林道の整備

- ①農道の整備
- ②林道の整備

基本目標 2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 5 農林業の継続に向けた環境整備

5－3 地産地消・6次産業化の推進

【現状と課題】

食に関しては、ファストフードやサプリメント（健康補助食品）が日常化する中、生活リズムや健康への関心が高まりつつあり、大量生産・大量消費型のライフスタイルに対して、ゆったりした暮らしの提案（スローライフ）や、その土地の伝統的な食文化や食材を見直す運動（スローフード）が、各地で取り組まれています。

都市部にはない農山村のゆったりとした時間の流れのもとで、本村で生産された柚子や椎茸などの特産品を活かした農業の振興が求められています。

販売面では、道の駅等における販促活動、インターネットを活用した通信販売など、多様な農産物の販路を確保し、農産物の消費の拡大を図る必要があります。

福岡市や北九州市などの都市部の消費者へ、大規模小売店舗等の食品コーナーにおける農産品PR、道の駅等における消費者との顔の見える交流を進める中で、農産加工・飲食サービス・販売サービスなど農業に関連する起業化を支援し、農業の6次産業化※を推進する必要があります。

※農業の6次産業化：農産物の生産から加工、販売に至るまでを垂直的に統合した総合産業化

【事業】

（1）地元農産物の地元消費の拡大

- ①地域における地元農産物の販売促進
- ②学校、福祉施設、宿泊施設等での地元農産物を活用した給食・食事等の提供促進

（2）特産品開発・販路開拓の強化

- ①特産品開発施設の整備、拡充
- ②購買意欲の高まるパッケージ、商品コンセプトの研究開発
- ③都市への流通・販売ルートの開拓
- ④東峰村の小さな宝認定品の充実・販売促進

（3）交流型農業の推進

- ①生産者と消費者との交流機会の充実
- ②体験農園制度の整備
- ③農業体験・間伐体験等、農地や森林を活用した交流事業の展開
- ④オーナー制度実施に向けた調査・研究

基本目標 2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 5 農林業の継続に向けた環境整備

5－4 森林の保全・活用

【現状と課題】

林業は、平成29年7月九州北部豪雨災害による被害に加え、木材価格の低迷が続き、従事者の高齢化が進んでおり、荒廃森林の増加、降雨による土壌の流出などが進行しています。

このため、高性能機械導入による生産コストの削減、林業従事者の確保・育成により、経営が成り立つ人工林の原木生産を進めるとともに、間伐材等の利用促進や地場産材の消費拡大に取り組む必要があります。また、適正な管理が見込めない人工林は、強度間伐で針葉樹と広葉樹の混交林への誘導、広葉樹の植栽により自然林へ移行していく必要があります。

さらに、森林ボランティアなど都市住民との協働による森林保全の推進や、森林空間の保健機能を活かした交流の場・保養の場としての活用も図っていく必要があります。

【事業】

（１）森林整備の推進

- ①林地の再生
- ②強度間伐による針葉樹と広葉樹の混交林への誘導
- ③主伐後の広葉樹の植林促進
- ④森林保全ボランティア事業の推進

（２）担い手の育成

- ①林業体験の推進とIJUターン者の受入
- ②林業従事者の育成・支援

（３）森林資源の活用

- ①間伐材等の利用促進
- ②地場産材の消費拡大
- ③医療・福祉機関等と連携した森林空間の利用検討

基本目標 2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 6 地場産業の振興



6－1 伝統産業の振興

【現状と課題】

伝統的工芸品である「小石原焼」や「高取焼」といった窯業は、本村を代表する産業であり、村内には 40 を超える窯元があります。

しかしながら、窯元の高齢化と後継者の育成が大きな課題となっており、今後は、人口減少に伴う後継者不足により、窯元が減少する恐れがあります。現在は、家族経営が中心で、職場と住居が一体となっているため、第三者へ引き継ぐことが難しい状況があります。

また、陶土の確保について、原土はあるものの、国有地や保安林の指定等により掘削ができず、将来的にどう安定供給できるかが課題となっています。

今後も安心して活動できるように、陶土の安定供給に向けた仕組みづくりとともに、職場と住居を分離した環境を整備し、窯業の事業継承がしやすい環境を整える必要があります。

また、窯業を始めとした伝統工芸や地域文化を育成し、観光と連携することにより、新産業の創出をめざす必要があります。

【事業】

（１）伝統産業の育成・支援

- ①伝統産業の振興支援
- ②新たなブランド化に向けた調査・研究

基本目標 2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 6 地場産業の振興

6-2 雇用の場の維持・創出

【現状と課題】

住民の減少や近郊都市の郊外型大型店舗の進出等により商業・業務活動は厳しい状況にあります。

これまで、国道211号と主要地方道八女香春線との交差点周辺等に商店街が形成されていましたが、閉店している店舗が多くみられます。今後、個人商店の集積による商店街の形成は、商業を取り巻く状況から困難と考えられるため、村の祭り・イベントにおける催しの実施や個々の店舗の情報提供等の支援が求められており、さらなる充実を図る必要があります。

地域経済の基盤である地場産業の振興を図るため、商工会等と連携し地元企業・事業所等に対する情報の提供や各種支援制度の充実などに取り組むほか、地域資源を活かした商品・製品の開発を促進する必要があります。

また、新たな雇用の場の創出に向けて、空き店舗や空き地を民陶むら祭り等の祭事に合わせたイベントや季節に応じた特産品の販売など、本村の特産品の販促の場として活用を図るとともに、地域特性を活かした企業誘致に取り組む必要があります。

【事業】

(1) 地元企業・事業所等の振興

- ①地元企業・事業所等の交流や連携の促進による地場産業の活性化
- ②村の祭り・イベント時の催しの実施
- ③ホームページ等を利用した最新情報の提供
- ④パンフレットやチラシによる地元企業の紹介
- ⑤地域資源を活用した製品開発の促進
- ⑥商工会との連携による中小企業の支援

(2) 新たな雇用の創出

- ①空き家・空き店舗の特産品等の販売所としての活用
- ②企業立地にむけ地域特性を活かした誘致の推進

基本目標 2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 7 観光むらづくりの推進



7-1 観光プロモーション活動の充実

【現状と課題】

本村の観光入込客数は、コロナ禍の影響により、令和2年の観光入込客数は年間49.7万人と前年の72.5万人から大きく減少しましたが、令和4年には70.6万人となり、徐々に回復傾向にあります。また、小石原焼や高取焼を求めて来村する外国人観光客も見られるようになり、インバウンドの需要も徐々に増加しています。

一方で、令和3年度策定の「東峰村観光アクションプラン」における地域資源の観光的価値を評価する調査結果からは、村内の地域資源の認知度は低いことが明らかになっています。また、本計画策定の際に行った関係団体へのヒアリングでは、「村内の観光情報を知ることができる場所が少ない」、「村の魅力を十分に発信できていない」「観光客を受け入れるための人材や場所が不足している」「観光施設の改修や設備更新の必要な建物がある」などの意見がありました。

今後は、一体的な観光振興体制の確立、観光プロモーション活動の推進、新たな観光・交流施設の整備・活用により、集客力の向上と滞留時間の延長を図り、商業や農林業とも連携した経済波及効果の大きい観光業の振興に取り組む必要があります。

【事業】

（1）観光プロモーション体制の強化

- ①観光情報の一元化による情報発信・情報提供の推進・観光協会等の構築
- ②観光プロモーションの担い手育成

（2）誘客促進

- ①観光パンフレット、ホームページ、SNS、メディア等を活用した観光情報の発信
- ②旅行業者等との連携による誘客促進

（3）観光受入体制の整備

- ①観光ボランティアガイド等、住民参画によるもてなしの心の向上
- ②観光・交流施設に加えて飲食店、宿泊施設、農家や商店等との連携による受入体制の充実
- ③駐車場の整備

基本目標 2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 7 観光むらづくりの推進

7-2 着地型旅行商品開発の推進

【現状と課題】

観光資源としては、小石原焼・高取焼、修験にまつわる歴史的遺産、道の駅、棚田のほか、棚田親水公園、キャンプ場といった屋外施設が整備されています。

一方で、令和3年度策定の「東峰村観光アクションプラン」における地域資源の観光的価値を評価する調査結果からは、魅力的な遊び体験のプログラムが少なく体験メニューの拡充が必要なことや、陶芸ブランドの魅力醸成が必要なことなどが明らかとなっています。

これらの観光資源を活かしながら、着地型観光を推進することが課題であり、宿泊地や滞在地としての景観整備、朝倉地域や日田・うきは・田川地域などの周辺の観光地との観光ルートの開発、体験事業の展開による滞在型観光の開発、イベントの実施を進めていく必要があります。

【事業】

(1) 地域資源の活用

- ①岩屋湧水の活用推進
- ②JRめがね橋等の近代土木遺産の活用
- ③地域食材活用の推進
- ④地域の観光資源を結ぶテーマ別観光ルートの設定
- ⑤学習や体験を含めた満足度の高いルート設定

(2) 体験交流事業の展開

- ①自然・歴史文化・伝統芸能・農村文化・農林業・レクリエーション等をテーマとした体験交流プログラムの策定
- ②既存プログラムの拡充
- ③農家・窯元民泊の推進

(3) イベントの実施

- ①地域の魅力を活かしたイベントの開催
- ②民陶むら祭や、各種祭り等の充実。祭りの集客を活かした他のイベントの実施

施策の柱8 生活環境の整備

8-1 上下水道の整備

【現状と課題】

●上水道

宝珠山地区では、簡易水道の普及率は93%となっています。今後は水需要の拡大に伴う供給体制等が課題となります。

小石原地域では、簡易水道及び飲料水供給施設で対応しており、両施設を合計した普及率は95%に達しています。

簡易水道は村内に4系統あり集中管理システムを導入しています。飲料水供給施設は3箇所ありますが、配水管の老朽化が著しいため、施設の改良整備や簡易水道への統合を行う必要があります。

●下水道

公共用水域の水質悪化防止のため、家庭の雑排水（し尿、台所、風呂、洗濯排水等）の水質浄化事業として合併処理浄化槽設置事業を計画的に推進しており、令和5年度末で人口に対する普及率は76%となっています。

今後もこの合併処理浄化槽設置事業を推進し、農業用水や河川の水質汚濁を防止し、ホタルが飛び交う魅力的な地域づくりを図っていく必要があります。



【事業】

（1）上水道の整備

- ①上水道の整備（簡易水道）
- ②水道施設・設備の維持管理

（2）生活排水処理施設の整備

- ①自然環境を守るための合併処理浄化槽の整備促進

施策の柱8 生活環境の整備

8-2 環境衛生の充実

【現状と課題】

ごみの焼却については、甘木・朝倉・三井環境施設組合にて共同で行っており、施設建設・運営の負担金を支払っています。現在ごみの減量化や、分別収集による再資源化を推進していますが、まだ徹底しているとは言えません。

引き続き、ごみの減量化やリサイクルの推進、不法投棄の防止などについて住民や観光客に啓発を行い、一人ひとりが衛生的な環境づくりに積極的に参加する意識を高める必要があります。

し尿については、村内にし尿中継槽を設け陸上処理を行っています。

自然環境や生態系に配慮した循環型社会の実現を目指して、今後も住民等と一体となって計画的にごみやし尿処理を行う必要があります。

【事業】

(1) ごみ・し尿処理体制の充実

- ①甘木・朝倉・三井環境施設組合による廃棄物処理業務の実施及び施設老朽化への対応
- ②し尿・汚泥処理体制の維持

(2) ごみの減量化と再資源化の推進

- ①ごみの分別収集の徹底（ペットボトル、古紙、古布、天ぷら廃油等）
- ②住民や活動組織と一体となった取り組みの推進

基本目標 2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 8 生活環境の整備

8-3 河川保全改修

【現状と課題】

本村は、宝珠山川、小石原川、大肥川の3つの河川が流れ、江川ダムや小石原川ダムに注ぎ福岡都市圏や県南地域の水源としての機能を有しています。

今後は、森林ボランティア活動やイベント等の充実を通じて、本村及び村外下流域の交流と協働により水と緑の保全活動の推進が求められています。

【事業】

(1) 東峰村河川をきれいにする条例に基づく河川浄化の推進

- ①生活排水・事業用排水の浄化
- ②村・村民・事業者・環境美化活動団体等の協働した河川浄化の取り組み

(2) 下流域住民との協働による森林保全活動の推進

- ①イベント等を通じた都市との協働による森林保全
- ②福岡都市圏、県南地域との水を通じた交流事業の推進
- ③森林ボランティアの組織の充実
- ④福岡都市圏や県南地域の住民参画の促進

基本目標 2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策の柱 8 生活環境の整備

8-4 自然環境・景観の保全・整備

【現状と課題】

環境省の自然環境保全基礎調査「特定植物群調査」において、小石原の行者杉、小石原の湿原が特定植物群落に選定されており、同じく「巨樹・巨木林調査」でもわかるように、岩屋のオオイチョウ、行者杉などの優れた自然が残されています。この他、谷沿いに展開する棚田は、農地として豊かな農産物を生み出し、水質に優れた宝珠山川、小石原川、大肥川の三つの河川は、筑後川の源流をなしています。

恵まれた自然環境や農村景観を未来に残していくため、本村は、平成24年度に「日本で最も美しい村」連合へ加盟しました。また、平成21年度に「東峰村農村環境計画」を策定し、「自然・文化を活かした交流による活力と心豊かな暮らしのある村」を農村環境の将来像として、環境に配慮した農業農村整備や環境配慮型農業の推進、森林整備の推進等に取り組んでいます。

特に農村景観は、竹地区の棚田に代表される美しい景観を保全するための取り組みとして「棚田景観保全プロジェクト」の中で地域団体や行政と一般社団法人「竹棚田」を設立し、竹地区の棚田や景観の保全に取り組んでいます。今後も、保全の方策について関係者と行政が一体となって検討していく必要があります。また、耕作放棄地については、道路沿いに荒れたままで放置されている場合もあるため、景観上も耕作放棄地を減らす取り組みを関係機関と連携しながら推進する必要があります。

また、本村では、「東峰村地域新エネルギー・省エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーとして、木質バイオマスエネルギーの普及推進などについて指針を示しています。これに基づき取組を推進していく必要があります。

【事業】

(1) 生物多様性の確保

- ①環境に配慮した農業農村整備
- ②外来生物の拡散防止
- ③森林整備の推進

(2) 住民参画等による景観づくりの推進

- ①景観形成基本方針や景観条例の制定による景観整備の推進
- ②自然環境と調和した道路や河川景観の再生と保全
- ③棚田などの豊かな農村景観の再生と保全
- ④自然豊かな森林景観の再生と保全
- ⑤花や緑など彩り豊かな景観整備の推進
- ⑥村の自然環境や優れた景観についての情報発信
- ⑦小・中学校等における環境教育の推進
- ⑧地域や各種団体による自然保護活動、環境保全活動、清掃・美化活動の推進・支援

施策の柱 8 生活環境の整備

8－4 自然環境・景観の保全・整備

【事業】

（３）景観資源の保全整備

- ①ため池の改修
- ②水路・畦畔などの整備
- ③耕作放棄地対策の推進

（４）自然とふれあう場づくりの推進

- ①自然を生かした公園等の整備
- ②親水ゾーンや森林空間の整備促進

（５）新エネルギーの活用推進

- ①環境や景観を阻害しない太陽光・太陽熱利用
- ②バイオマス※発電・バイオマス※熱利用

※バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源（穀物やもみ殻、木材等）のこと。

イラスト・写真・図

基本目標 3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱 9 防災・安全対策

9-1 消防体制の充実

【現状と課題】

本村域を管轄する常備消防の東出張所が設置されていますが、消防防災の主力は消防団であり、減少に歯止めのかからない団員の確保が今後の大きな課題です。

地域の実情に沿った消防体制の充実を図るため、コミュニティにおける非常備消防（消防団）の体制強化、高齢者等でも扱える消防施設・消防設備の充実等の対策が必要です。



【事業】

（1）非常備消防体制の充実

- ①消防団員の確保や機能別消防団員制度の活用による非常備消防体制の充実
- ②常備消防との連携強化

（2）消防施設・消防設備の充実

- ①消防水利、防火施設等の整備

基本目標 3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱 9 防災・安全対策

9-2 防災体制の充実

【現状と課題】

令和2年度に地域防災計画を改定し、地区防災計画をはじめとした自主的な取り組みを進めています。また、避難行動要支援者名簿（個別計画）を策定済みであり、年に2回更新しています。

今後は、これらの活動を各地区に定着させ、防災に関する情報の周知徹底や、避難所等の防災機能の向上など、更なる地域防災力の向上を図る必要があります。

また、地すべりやがけ崩れなどの大規模な自然災害が発生しないよう、保安林機能を強化する森林整備や自然環境に配慮した河川改修に努める等の災害防止対策を推進する必要があります。

【事業】

（1）自主防災組織の育成・充実

- ①地域防災計画や地域コミュニティ組織に基づく自主防災組織の育成・充実

（2）防災に関する情報の周知徹底

- ①防災情報収集・伝達システム（G空間情報収集システム、防災行政無線東峰TV）の整備・活用
- ②避難場所の確保、危険箇所等の周知の徹底（避難経路・標識の整備、防災拠点の整備）
- ③避難行動支援者名簿の更新及び活用
- ④土砂災害危険区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域等の周知

（3）避難所等の防災機能の向上

- ①避難所等の防災機能の向上（指定緊急避難場所の機能向上）
- ②災害に強いネットワーク網の充実
- ③地域防災活動への支援
- ④地域防災マップ等による防災力の向上
- ⑤要配慮者に配慮した避難施設の整備

（4）治山事業の推進

- ①荒廃山地等の復旧・整備
- ②保安林の機能を維持強化するための森林整備
- ③地すべりによる被害の防止
- ④砂防事業の促進
- ⑤河川改修の促進

基本目標 3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱 9 防災・安全対策

9-3 交通安全・防犯対策等の充実

【現状と課題】

本村は、山間地域が多いためカーブでの事故や、冬期間の積雪や凍結のためのスリップ事故が多い状況です。交通安全対策に対しては、引き続き、警察や関係機関との連携を強化し、積極的に取り組みを推進していく必要があります。

また、山村部でも犯罪発生が多く見られるようになっていきます。警察や関係機関との連携を密にし、犯罪防止に取り組む必要があります。

人口減少に伴い、村内でも空き家が増加しています。空き家の中には、管理が十分になされていないために、老朽化による倒壊の危険性があるものや、雑草の繁茂やごみ等の不法投棄により、景観、衛生面で問題となるようなものも見られます。空き家等の発生抑制をはじめ、空き家等の適切な管理や、空き家バンク等の活用を促していくとともに、倒壊の危険がある空き家等に適切に対応していく必要があります。

武力攻撃時の緊急事態については、平成18年度に策定した「東峰村国民保護計画」に基づき東峰村国民保護協議会を軸に関係各機関と協力しながら対応する必要があります。

【事業】

(1) 交通安全対策の充実

- ①歩道の設置や交差点の改良等、交通環境の整備促進
- ②冬期の凍結、除雪対策の推進、ガードレール、カーブミラー、点字ブロック等の交通安全施設の整備
- ③交通安全施設の整備
- ④交通安全教育や交通安全運動の推進

(2) 防犯対策の充実

- ①地域の防犯組織の育成と活動促進
- ②防犯カメラ・防犯灯の整備

(3) 特殊詐欺等の相談体制の充実

- ①住民からの相談体制の充実
- ②警察、消費生活センター等との連携強化

(4) 空き家等の対策の充実

- ①空き家等の適切な管理の促進
- ②空き家等及び跡地の活用の促進
- ③放置家屋の指導・解体撤去

(5) 国民保護体制の充実

- ①東峰村国民保護対策本部体制の充実
- ②自衛隊、警察、消防等の関係各機関との連携強化

基本目標 3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱10 交通・通信体系の整備

10-1 道路・交通の整備

【現状と課題】

●道路

本村の幹線道路は、南北方向に縦断する国道211号とこれに接続する国道500号及び、東西に横断し添田町と朝倉市を結ぶ主要地方道として八女香春線があります。国道211号は、筑豊地方から大分県西部、熊本地方を結ぶ大型トラックや乗用車の通行量が多く、歩道が未整備な箇所があるため、歩道設置が可能な場所の整備が望まれています。また、歩道設置が困難な大行司地区等については、徐行・速度制限方策を検討していく必要があります。

国道500号は朝倉市や添田町と本村を結ぶ生活道路であると同時に秋月、英彦山といった観光スポットと本村をつなぐ重要な観光道路です。小石原川ダムの建設により一部の区間は、付け替え道路が新設されていますが、それ以外の区間も幅員が狭い箇所は、関係機関に働きかけ改良を推進する必要があります。

主要地方道八女香春線は、国道211号を補完し、岩屋・竹地区等へのアクセス・産業にとっての基幹道路であり、宝珠山交差点から拡幅改良事業を順次行っていますが、竹地区から斫石トンネル間についても隣接する添田町と連携し、早急な整備が必要です。

幹線道路と集落を結ぶ村道は、逐次改良を行っていますが、未改良、未舗装の道路もあり改良舗装が求められています。また、平成29年7月九州北部豪雨災害により被災を受けた橋梁に加え、老朽化した橋梁についても架替や長寿命化を進める必要があります。



【現状と課題】

●交通

鉄道交通は、本村東部でJR日田彦山線が運行していましたが、平成29年7月九州北部豪雨により甚大な被害を受け不通となり、令和5年8月より添田駅から日田駅間はBRTによる運行が開始しました。また、バス路線は、西鉄バスが杷木・宝珠山・小石原間を運行していましたが、運転士不足等から、令和7年4月1日で廃止となりました。代替交通として、村が運営する乗合タクシーを活用しています。

村民の移動の利便性を維持・確保するとともに、地域交通をより使いやすいものにするため、令和5年8月より乗合タクシー「のろーと東峰」の運行を開始するとともに、運転免許証を有しない高齢者の外出支援として「タクシー料金」の助成を行っています。

公共交通の維持・充実に向けて、BRTや乗合タクシー等の利用を促進していく必要があります。

【事業】

(1) 本村へのアクセス向上

①国道211号、国道500号、主要地方道八女香春線、その他県道の拡幅等整備

(2) 生活道路の整備

- ①村内集落間の道路整備
- ②橋梁等の整備
- ③地域住民と一体となった除草・清掃活動等、道路保全、美化活動の推進

(3) 地域公共交通の維持・充実

- ①BRTや乗合タクシー等を活用した交通システムの充実
- ②タクシー料金助成の維持

基本目標 3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱10 交通・通信体系の整備

10-2 計画的な土地利用

【現状と課題】

本村で最も多いのは、森林・原野で86%となっています。特に、北部地域においては国有林が占める割合が多く、国有地の有効活用も検討しながら計画的な土地利用を推進する必要があります。

農地については、小石原地区では場整備された農地もありますが、大肥川、宝珠山川沿いに連なる棚田状の農地がほとんどです。平成29年7月九州北部豪雨災害では川沿いの多くの農地が被災したため、復興計画に基づき農業生産基盤の復旧が進められています。しかしながら、農地の総面積に占める割合は7%程度であり、林地への転用や耕作放棄の増加によって年々減少の傾向にあります。現状や、今後の見通しを踏まえ、農業振興地域内の適切かつ合理的な土地利用を図っていく必要があります。

また、本村の地形は、河川に沿って崖地など急峻な地形が多く、大雨等による土砂災害の恐れがある土砂災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等が指定されています。このため、当該区域を村民に周知を図るとともに、区域内の宅地開発や建築行為を防ぐため県との連携を強化していく必要があります。

【事業】

(1) 土地利用規制等の適正な運用

- ①農業振興地域内の適切かつ合理的な土地利用を行うための
農業振興地域、農用地区域の見直し
- ②良好な地域環境を創出するため、環境保全条例などの土地利用に関する適切な規制、誘導策の設定
- ③土砂災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等における宅地開発、
建築行為における規制誘導に関する県との連携

施策の柱10 交通・通信体系の整備

10-3 地域デジタル化の推進

【現状と課題】

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。国は、デジタル社会の実現に向けて、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の活用によるDX基盤の整備等を推進するとともに、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした自治体DXの推進に向けた各種施策に取り組んでいます。

本村では、これまで光インターネット網の活用や村ホームページ開設による情報の発信を行ってきました。また、CATVとして東峰TVを開局し、番組制作等を一部委託しながら運営しています。引き続き、村民の日常的な情報入手手段として、更なる活用が求められるとともに、本村のホームページは、項目によっては更新が必要なデータ等があり、さらに改善を図る必要があります。

学校教育では、東峰学園において情報活用能力の育成に取り組んでいることから、学習教材の電子化を推進する必要があります。また、生涯学習におけるパソコン教室等のIT教室の充実を図るとともに、インターネット販売等の企業における電子化の推進について、商工会と連携するなど、地域情報発信のための取り組みが求められています。

村では、防災行政無線、Lアラート（福岡県防災情報システム）※1、G空間情報収集システム※2などの行政による防災システムを導入しています。また、行政システムでは電子化が推進されていますが、さらに自宅で行政手続きができる行政サービスの充実等、デジタル技術活用をより一層進めていく必要があります。

【事業】

（1）多様な情報サービスの提供

- ①地域情報化計画の策定
- ②CATVの活用
- ③CATVやスマートフォン等を活用した医療・福祉サービス提供の促進
- ④CATVやスマートフォン等を活用した行政情報・地域情報の受発信の促進
- ⑤IoT※デバイスの活用・普及
- ⑥デジタル化の推進による行政サービスの向上

※IoT：Internet of Thingsの略称。コンピュータ等の情報通信機器だけでなく、自動車や家電、施設など様々な物にインターネットとの通信機能を持たせ、自動制御や遠隔計測等を行うもの。

（2）情報化に対応する人材の育成

- ①学校教育におけるICT※教育の充実・深化
（デジタル教科書、電子黒板等の有効活用）
- ②長期休暇や不登校への対応を促す遠隔授業の実施
- ③他地域の児童生徒等との遠隔授業、交流活動
- ④生涯学習としてのICT教育の充実
- ⑤地域情報利活用のための講習会の実施

※ICT：Information & Communications Technologyの略称。インターネット等の情報通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

※1 Lアラート：災害発生時に、自治体等がテレビやインターネット等の多様なメディアを通じて、住民に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤のこと。

※2 G空間情報収集システム：GPS等の位置情報を軸として様々な情報を重ね合わせや地図上に表現したりする情報システムのこと。

基本目標 3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱11 地域の自立促進

11-1 移住・定住促進

【現状と課題】

本村では、平成12年の人口2,948人が令和2年では1,899人となり、20年間で1,000人を超える減少となっています。

今後、更なる人口減少が予想されていることから、これに歯止めをかけ、人口を維持する取り組みが求められています。さらに、これらの取り組みを効果的に推進するために、各分野における定住促進策を連携させ総合的に実施することが必要です。

定住促進においては、世帯分離に伴う住居や村外からの移住のための住宅が必要であり、従来から公営住宅法による低所得者向け住宅や特公賃住宅を建設してきました。

平成24年度には「東峰村公営住宅等長寿命化計画」の策定を行っており、この計画に基づき、安全で快適な住まいを長きにわたって確保する必要があります。

また、都市部からの移住を促進するため、宅地や分譲地の整備、空き家情報の提供、相談窓口の設置等に取り組む必要があります。

※特公賃住宅：特定公共賃貸住宅の略称であり、中堅所得者層向けに建設された良質な賃貸住宅のこと。



【事業】

(1) 移住・定住に係る情報提供・相談体制の充実

- ①田舎暮らし希望者への支援
- ②相談窓口、移住コーディネーターの積極的活用
- ③東峰村応援団制度を活用した交流と移住促進活動の推進
- ④定住支援策等の情報提供
- ⑤婚活事業への参加促進

(2) 住宅・宅地整備の推進

- ①公営住宅、若者住宅、バリアフリー住宅など民間活力も含めた多様な住宅整備の推進
- ②宅地、分譲地の整備

(3) 住宅取得支援

- ①新規転入者・若者世代の住宅取得等の支援
- ②空き家バンク等による空き家情報等の一元管理と情報提供、相談窓口の設置、補助制度の設置

(4) 就業支援

- ①起業家等への支援
- ②空き家などの活用の推進

(5) 公営住宅の維持管理

- ①公営住宅の改修（リフォーム・長寿命化等）整備、維持管理

施策の柱11 地域の自立促進

11-2 地域コミュニティ協議会の設立・育成

【現状と課題】

本村は、人口減少と少子高齢化が進行し、若い世代の流出が顕著であり、地域の活力が低下し、住民同士の交流が減少しています。特に、地域の行事や活動への参加者が減少しており、伝統的な文化や習慣が失われつつあることが懸念されます。

その中で、東峰村が村として持続していくためには、住民自らが考え、行動する住民自治の村として、既存の行政区の枠を越えた住民自治組織の設置を具現化していく必要があります。本村は、小石原地域に5行政区、宝珠山地域に10行政区ありますが、今後さらに少子高齢化が進む中で、住民自治を基本とした共助組織としての再編事業に取り組む必要性があり、住民の意向を踏まえて検討する必要があります。

そのために、村民とともに、住民自治に対する住民意識の高揚を図るとともに、地域活動を主体的に行う人材の確保、住民自治の仕組みについての情報提供、活動への参加促進、地域リーダー育成、資金面での援助等について検討し、実施していく必要があります。

また、地域が主体的に活動できるコミュニティ施設の整備や補助的人材の確保、活動財源の確保を図り、地域の主体性を尊重し、行政と地域が連携し、地域主導によるむらづくりを進めていく必要があります。

さらに、地域活動の中から生まれてくる交流ビジネス等、新たなコミュニティビジネスを育成していくことも必要です。

【事業】

（1）住民自治意識の高揚

- ①地域コミュニティ協議会設立に向けた、住民と行政の協働の促進及び意識啓発
- ②各地区における住民と行政の協働や住民自治についての検討委員会の開催
- ③地域コミュニティ協議会の設立に向けた各地区検討委員会での情報提供

（2）住民自治組織の充実

- ①公民館・集会所等のコミュニティ活動拠点の充実
- ②地域コミュニティ協議会の設立、育成

（3）地域人材の育成

- ①あらゆる世代の地域活動への参加促進
- ②若年層や小・中学生を対象とするリーダーの意識づくり
- ③IJUターン者など、人材確保の促進による地域マンパワーの向上

（4）地域間交流の推進

- ①日本で最も美しい村連合をベースとした地域間交流
- ②姉妹都市の提携推進及び被災地等との連携

基本目標 3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策の柱12 効率的な行財政運営

12-1 行政サービスの高度化

【現状と課題】

村が抱える課題や社会情勢、村民ニーズの変化、今後、ますます専門化・高度化が進むことが予測される行政ニーズに対応するため、組織・機構の見直しを適宜行う必要があります。

また、職員サービスの質的向上を図るため、各分野における専門性の高い職員の育成・確保に努める必要があります。

さらに、本村だけに留まらない魅力的な圏域づくりと、広域行政による事務効率化に向けて、あらゆる分野での広域的な共同事業の開発、推進を図る必要があります。

【事業】

（1）効率的な行政組織づくりの推進

- ①効率的な組織・機構づくりの推進

（2）専門性の高いサービスの提供

- ①外部人材の活用を含めた専門的知識を持つ職員の育成・確保
- ②施策内容に対応したプロジェクトチーム等の結成による
新たなサービスの開発

（3）広域行政の推進

- ①甘木・朝倉広域市町村圏事務組合等との連携による広域行政の推進



12-2 財政運営の効率化

【現状と課題】

本村の財務状況は、赤字等は発生しておらず、また将来想定されている負担にも備えがある状況です。しかし、村債（借金）は増加傾向にある一方、基金（貯金）は横ばいで推移しています。

厳しい財政状況に対応するため、行政コストの削減や民間委託の推進等、歳出の抑制に努めるとともに、産業政策や定住促進策による税収の維持、新しい財源の検討等歳入の確保を図る必要があります。

また、権限譲渡にともなう国から地方への税源移譲など、国の方針も見据えた計画的な財政運営を行う必要があります。

【事業】

（1）財政計画に基づく事業推進

- ①統一的な基準による財務書類の作成と周知
- ②統一的な基準による財務書類を活用した財政運営

（2）財政基盤の充実

- ①受益者負担等の見直しと適正化の促進
- ②老朽化した公共施設について、計画的な統合・除却更新
- ③デジタル技術の活用等による行政コストの削減
- ④民間委託の推進による効率化・経費の削減

第4章

第3期東峰村まち・ひと・しごと 創生総合戦略

1. 総合戦略策定の目的等
2. 基本的な考え方等
3. 基本目標別の施策・事業
4. PDCAサイクルによる検証

1. 総合戦略策定の目的等

(1) 策定の目的

令和17年に人口1,400人を達成するための施策・事業を取りまとめる

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、将来の人口展望を示した人口ビジョンを踏まえ、持続可能な地域社会を実現するための戦略です。

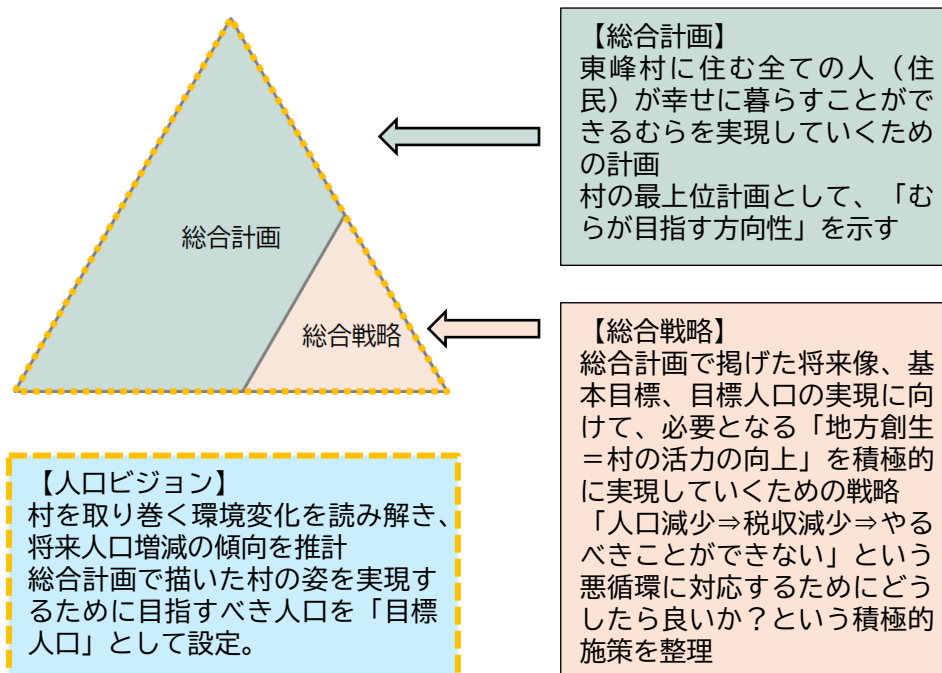
第3期東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、第3期総合戦略）は、「目標人口」で掲げた「令和17年に1,400人」に向け、第2期東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、第2期総合戦略）で重視した「村に新たな活力を生み出すことが期待される子育て世代や村内で起業や事業拡大を目指す人々が、長く村に住み続けられるような取組」を引き続き展開していきます。

加えて、東峰学園において複式学級の基準以上のこどもの数を確保するためには、子育て世帯の移住が欠かせないことから、移住・定住に力点を置くこととします。

そのためには、ハード、ソフト両面の取組を、これまで以上に充実させていく必要があり、村全体が一体となり、デジタル化の手法を取り入れながら、地方創生の取組を進めていかなければなりません。

第3期総合戦略は、国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」及び「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の考え方を取り込みながら、この5年間に着手する事業を取りまとめたものとして策定します。

【総合計画・総合戦略・人口ビジョン（目標人口）との関係図】



1. 総合戦略策定の目的等

(2) ターゲット

子育て世代が「住みたい・住み続けたい」と思うむらづくりを進める

第2期総合戦略における人口の将来展望では、下記のような条件のもと令和17年に1,545人、令和27年に1,299人という展望を描きました。

【第2期総合戦略における人口の将来展望に対する条件】

合計特殊出生率

：令和12年に県民希望出生率である1.8、令和22年に人口置換水準である2.07

移動率・移動数

：移動率は国立社会保障人口問題研究所の値を採用。移動数は、令和2年から令和27年まで年に2世帯のファミリー層（男1人、女1人、こども1.5人）の転入増加

今回の第3期総合戦略における目標人口は、下記のような条件のもと令和17年に約1,400人、令和27年に約1,170人という展望を描きました。

【第3期総合戦略における人口の将来展望に対する条件】

合計特殊出生率

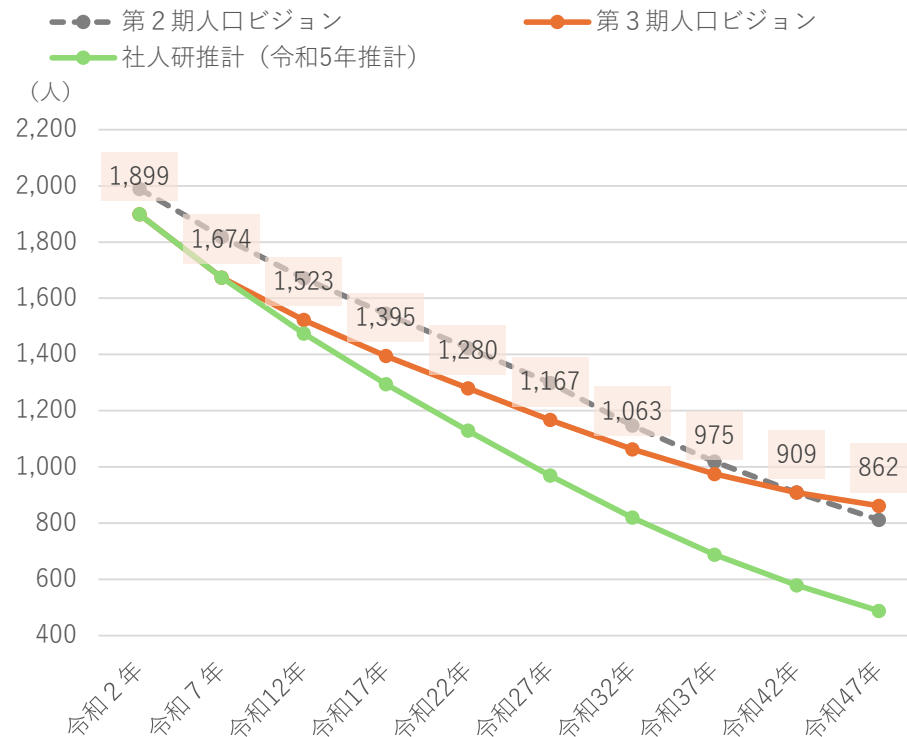
：国立社会保障人口問題研究所の推計において令和7年で設定されている合計特殊出生率（1.49）を、令和7年以降も維持

移動率・移動数

：子育て世代（父・母：20代後半～30代前半＋子：5歳未満）が毎年3世帯移住

目標人口の達成に向けては、総合計画で位置づけた施策・事業に着実に取り組むとともに、総合戦略で位置づけた事業に積極的に取り組むことで、子育て世代の流出抑制と流入促進を図る必要があります。

【第2期・第3期人口ビジョン及び社人研推計（令和5年推計）値】



2. 基本的な考え方等

(1) 基本的な考え方

目指すべき方向（将来像）と基本目標は総合計画と同一とする

第3期総合戦略の目指すべき方向（将来像）と基本目標は、総合計画と同一とします。

その上で、第2期総合戦略で掲げた内容や、総合戦略外部評価委員会による指摘事項を踏まえつつ、まち・ひと・しごと創生法に基づき国・県が定める総合戦略に示されている次の事項について、デジタル技術を積極的に活用した取組を進めていくものとします。

第3次総合計画の将来像

私がやる！ 我ら村守

～かわる村へ こどもの笑顔 みんなが輝く村を目指して～

国及び県が定める総合戦略にて示されている事項

(1) 地方に仕事をつくる

(2) 人の流れをつくる

(3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(4) 魅力的な地域をつくる

第3次総合計画の基本目標

こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

東峰村が持続するための強いむらづくり

(2) 施策・事業の方向性

移住促進・転出抑制に向け子育て世代に焦点をあてつつ、村民の幸福度を高めていく

第3期総合戦略の推進にあたっては、ターゲット層である子育て世代に焦点をあてることとします。各基本目標における施策・事業の方向性については、次のとおりです。

こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

こども・子育て世代を大事にするむらづくりに向けて、こども・子育て環境の整備を進めるとともに、東峰学園と連携して将来を担う人材を育成する魅力的な教育の実践を図ります。
また、人生100年時代を迎えるにあたり、こどもも、大人も心身共に健康に暮らすことができる環境づくりを推進します。

美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

むらの活力の維持・向上を図るためには、村の基幹産業である農業や伝統産業の振興、そして、それらを活かした観光振興が重要となります。
持続可能な農業に向けた体制構築や、事業者と連携した伝統産業の振興に取り組みます。また、観光やふるさと納税等を通じて東峰村に関心を持ってもらい、継続的に関わってもらう中から、東峰村に移住・定住してもらえるように、関係人口・交流人口拡大に向けたプロモーション事業を展開します。

東峰村が持続するための強いむらづくり

人口減少を緩やかにするためには、子育て世代の移住・定住が不可欠であるとともに、今、住んでいる人が転出することなく、心地よく暮らせる環境づくりが重要です。
子育て世代の移住・定住促進に向けた住環境整備や、誰もが安全・安心、そして便利に暮らすことができる生活環境整備を推進します。また、村の様々な課題の解決に向けて、教育機関等との連携による地域活性化の取組を推進します。

2. 基本的な考え方等

(3) 成果指標

基本目標毎に、その成果を測るための指標を設定します。各種計画策定の際に行っているアンケート調査結果等をもとに、評価・検証をすることとします。

基本目標	重要目標達成指標 (KGI)	基準値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり	年少人口 (0～14歳)	160人	135人
	特定健診受診率	男性 44.8% 女性 46.7%	男性 60.0% 女性 60.0% (以上)
美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり	就業者数	900人 (推計)	750人
東峰村が持続するための強いむらづくり	高校生までの子供のいる移住世帯数	2世帯／年	15世帯 (5年間累計)

参考：総合戦略の体系図

将来像

基本目標別施策・事業

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策①：こども・子育て環境整備

- 1) 子どもの遊び場整備時用
- 2) 子育て支援拠点・交流の場づくり推進事業
- 3) 切れ目のない子育て支援体制強化事業

施策②：将来を担う人材を育成する魅力的な教育の実践

- 4) 東峰学園と連携したキャリア教育等実践事業
- 5) 外国語教育・国際理解教育促進事業
- 6) プログラミング教育推進事業

施策③：いつまでも健康に生活できる環境づくり

- 7) 総合健（検）診のデジタル化と受診率向上事業
- 8) 各年代に応じた健康づくり事業

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策④：持続可能な農業に向けた体制構築

- 9) 農業法人等の担い手の組織化促進事業
- 10) 農林産物を活用した新たな商品開発事業

施策⑤：事業者と連携した伝統産業の振興

- 11) 伝統産業の継承に向けた調査検討事業

施策⑥：関係人口・交流人口拡大に向けたプロモーションの実施

- 12) 観光プロモーション事業
- 13) 東峰村応援団の環の拡大事業
- 14) ふるさと納税返礼品の充実とPR事業
- 15) ジョブケーション環境の構築

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策⑦：子育て世代の移住・定住促進に向けた住環境整備

- 16) 移住・定住促進住宅の整備事業
- 17) 持ち家制度・住み替え制度の構築事業
- 18) 村外・県外における移住・定住相談会への参加事業
- 19) 起業支援補助金事業

施策⑧将来を担う人材を育成する魅力的な教育の実践

- 20) 防災プログラムの実施事業
- 21) 3次元情報等を活用した道路相談スマート化事業
- 22) 買い物×居場所×災害備えにより村の暮らしに未来を灯す生活支援拠点創造プロジェクト
- 23) 持続可能な地域DX推進事業（地域通貨基盤を活用した地域経済の活性化）

施策⑨：教育機関等との連携による地域活性化の取組の推進

- 24) 大学や起業との連携（包括連携協定等）事業

私がやる！
我ら村守

3. 基本目標別の施策・事業

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策①：こども・子育て環境整備

目指す姿

本村では、結婚や子育てを控えた20歳と30歳の転出入が多い状況でしたが、こども・子育て環境整備を進めた結果、これらの世代の転出が抑制されるとともに、転入が促進されるようになっていきます。

課題となっていた、こどもの遊び場の整備や子育て当事者への支援の充実を通して、村民や移住希望者がこどもを育てたいと思う村になっています。

1) こどもの遊び場整備事業

- 宝珠山駅は、カフェやキッズスペースの新設、地域の交流の場など様々な用途に利用できるスペースの創出など、こどもも過ごせる賑わいの拠点としてリニューアル整備しました。今後も、既存の公園の改修や新たな公園等の整備など、こどもの遊び場の整備に向けて取り組みます。

2) 子育て支援拠点・交流の場づくり推進事業

- 子育て支援の拠点づくりや、子育てサークルの育成・支援など、こどもと子育て家庭が地域の中で孤立感を抱くことなく、健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

3) 切れ目のない子育て支援体制強化事業

- 母子ともに安全・安心に妊娠から乳幼児期まで過ごせるように、産前産後のケア、各種健診の充実や受診率の向上など、それぞれの状況に寄り添った切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。
- 子育て世代が安心して子育てできるよう、こどもが安心して過ごせる居場所の充実や、こどもと地域の人とが関わる機会の充実などに取り組みます。

イラスト・写真・図

3. 基本目標別の施策・事業

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策②：将来を担う人材を育成する魅力的な教育の実践

目指す姿

東峰学園の少人数学級・小中一貫制度の仕組みを活かし、こどもの自立を促す教育カリキュラムの充実を図った結果、それに魅力を感じて子育て世帯が移住するようになっていきます。

東峰村の自然環境や、村内事業者と連携した出前授業や職業体験、人間国宝やプロスポーツ選手、アーティスト、料理人などから直接学ぶ機会の提供など、東峰村ならではの魅力ある教育プログラムの実践、プログラミング学習などSTEAM教育※を通して、グローバルな視点を持ち、自立した人間として東峰村の将来を担うこどもの育成が図られています。

※STEAM教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術（Art）、数学（Mathematics）の5つの分野を統合的に学ぶ教育のこと。

6) プログラミング教育推進事業

- 誰でも扱える手軽な機器を使用したプログラミング学習環境の整備を図り、直感的な操作を通じてプログラミングの思考と論理的思考を自然に身に付け学習意欲を高めます。
- 村の魅力を発見するカリキュラムを導入し、ふるさとへの誇りや愛着心の醸成を図ります。
- 制作したプログラムを活用した遠隔授業の開催や、地域住民や観光客も参加可能な地域密着型イベントの開催を通じて地域活性化に繋がります。

4) 東峰学園と連携したキャリア教育等の実践事業

- 小中一貫校の東峰学園と連携し、こども一人一人のキャリア発達を促すキャリア教育のプログラムを構築・実践します。
- 東峰村の自然環境を活かした体験学習や、災害伝承館を活用した防災学習、村内の事業者による出前授業や職業体験など、魅力あるプログラムを構築・実践します。
- 東峰学園と連携した一流の技術に触れる体験学習事業として、人間国宝やプロスポーツ選手、アーティスト、料理人などその道の一流の技術者を体験・学習する機会の確保等、プロへの道がこどもに提供されるプログラムを構築・実践します。

5) 外国語教育・国際理解教育促進事業

- ALTやAPUの留学生との交流活動を旺盛に仕組んだり、セブ島等の外国人とのオンライン英会話、さらには、生成AIを活用した英会話学習を旺盛にしたりしてグローバル社会で生きる英会話能力を高めていきます。

3. 基本目標別の施策・事業

基本目標1 こどもが真ん中・誰もが生涯輝くむらづくり

施策③：いつまでも健康に生活できる環境づくり

目指す姿

総合健（検）診※の受診率向上に向けた取り組みや、各年代に応じた健康づくりに取り組んだ結果、いつまでも心身共に健康に暮らすことができるようになっています。

健（検）診時の予約について「24時間・いつでも・どこでも」利用可能な予約等サービスを導入することで受診機会の確保、受診率の向上が図られています。また、村内の施設や資源を活用し、各年代に応じた健康づくりに関する講座やイベント等が行われています。

※総合健（検）診：東峰村においては、特定健診、若年者健診、後期高齢者健診、各種がん検診等を同日・同時に受診できる集団健（検）診体制のこと。

KPI（各事業の達成状況を図る指標）

該当事業	指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
1、3	こどもの遊び場の整備箇所数	0箇所	5箇所
2、3	子育て支援拠点・交流の場の数	0箇所	1箇所
4、5、6	先進的な教育プログラム数	3件	6件
7、8	総合健（検）診受診者数	360人	447人

7) 総合健（検）診のデジタル化と受診率向上事業

- 総合健（検）診を完全予約制とし、24時間いつでも、どこでも健（検）診認定と空き状況を確認し健（検）診予約できるようにデジタル化します。
- 健（検）診前日のリマインドメール、未受診者への受診勧奨メール、健康啓発情報の発信等、健康づくりサービスの充実に取り組みます。
- 予約等サービスの利用が困難な人（高齢者や携帯電話未利用者等）には、コールセンターを設け、代理で予約入力を行うようにします。

8) 各年代に応じた健康づくり事業

- 乳幼児期からの正しい食習慣の指導や情報提供を行うとともに、学校等における食育の充実を進めます。
- できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごし、健康寿命を延伸できるよう、介護予防事業や他の機関との連携を図り、青壮年期からの生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。
- いずみ館（トレーニング室等）や九州自然歩道などの村内の施設や資源を活用した健康づくりに関する講座やイベント等の実施を検討します。

3. 基本目標別の施策・事業

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策④：持続可能な農業に向けた体制構築

目指す姿

農業法人等の担い手の組織化や農林産物を活用した新商品開発を進めた結果、村内で農業を継続できる体制が整い、農地が保全されるとともに、付加価値の高い農林産物の生産やスマート農業導入等による生産性の向上（省力化）、新規就農の受け入れ等が進んでいます。

農家の多くが高齢化し、後継者不足が深刻化する中、村内の農業を維持していくために組織化を促進するとともに、農業を行うための環境整備（例：スマート農業化、ブランド化等）を行うことで、付加価値の高い農林産物の生産や、耕作放棄地の削減、農業者の減少抑制が図られています。

また、農林産物・加工品等のマーケティング調査や販路拡大、新商品開発等の6次産業化等により、所得の向上につながっています。

9) 農業法人等の担い手の組織化促進事業

- 担い手の育成・確保を図るため、小規模な農家や兼業農家等も担い手となる営農組織を構成する一員となれるよう、集落営農等の農業の組織等の機能を強化します。
- 農業を行う団体等に対して、農業を継続するにあたって必要な設備等の購入、更新に対して補助をする仕組みを検討します。
- 安心して暮らしていける地域を維持していくため、農村RMO※等の複数の地区が連携し、農地保全活動や地域コミュニティを活性化する活動に取り組みます。

※農村RMO（Region Management Organization）：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを行う組織のこと。

10) 農林産物を活用した新たな商品開発事業

- 専門家等と連携し、マーケティング調査の実施や、新商品の開発や既存商品の改良等を実施します。
- 地域内外の店舗と連携し、村内の農林産物・加工品を使用したメニューの考案・提供や、村外への流通経路を確保します。

施策⑤：事業者と連携した伝統産業の振興

目指す姿

小石原焼・高取焼に代表される伝統産業の後継者育成支援や、安心して活動できる環境整備に取り組んだ結果、後継者が育つとともに、他都市をリードする存在となっています。

窯元の高齢化と後継者の育成が課題となる中、事業者と連携し、職住が分離した窯業団地等の窯を引き継ぎやすい環境の整備や、陶土の安定供給に向けた仕組みの構築、民陶むら祭の開催方法の見直し等により、伝統産業を志す人が増加するなど、伝統産業の振興が図られています。

11) 伝統産業の継承に向けた調査検討事業

- 事業者と連携して伝統産業の継承に向けて、陶土の確保や、職住一体の産地のあり方、民陶むら祭の開催方法などについて総合的な調査・検討を行います。
- 小石原焼・高取焼の普及を目的とした小石原焼伝統産業会館は、開館して30年近くが経過しており、設備等の改修・更新に向けた検討を行います。

3. 基本目標別の施策・事業

基本目標2 美しい自然・伝統産業を活かしたむらづくり

施策⑥：関係人口・交流人口拡大に向けたプロモーションの実施

目指す姿

東峰村の地域資源を活かした観光・交流事業やプロモーション、ふるさと納税返礼品の充実等に取り組んだ結果、観光等で訪れる人だけでなく、ふるさと納税等で支援する東峰ファンが増えています。

農業体験や陶芸体験等の観光・交流プログラムを実施している村内の団体等の活動支援や、観光・交流プログラム全体のプロモーション、村外から東峰村を支援する「東峰応援団」の環の拡大、ふるさと納税返礼品の拡充等により、関係人口、交流人口が増えています。また、東峰村に関係を持った人の中から、東峰村で自分の仕事をしながら、東峰村の地場産業の経営支援や新規事業の開拓支援などを行う人材が生まれています。

12) 観光プロモーション事業

- 観光客の誘致を図る交流イベント等を企画・立案し実施する団体に対して、その開催経費の補助を行います。
- 村内の法人や団体が実施している観光・交流プログラムを、村のHP、広報誌、ポータルサイト等で紹介します。
- 村内の団体等と連携し、小石原地区と宝珠山地区を回遊して楽しめる観光・交流プログラムを検討します。

13) 東峰村応援団の環の拡大事業

- 村外から東峰村を支援する「東峰村応援団」の環の拡大に向け、既存のメルマガ等の情報発信、応援団プレゼントなどの充実を図ります。

14) ふるさと納税返礼品の充実とPR事業

- 継続して納税していただけるように、既にある商品の中から返礼品となりえる商品の発掘を行うとともに、コラボ商品（例：陶器と木工品）の開発促進、新たな返礼品の検討など、返礼品を充実させます。
- ふるさと納税を入口として、直接来訪してもらえるように各年代に応じたPR活動を行います。

15) ジョブケーション環境の構築

- 東峰村への移住を考えている人を対象に、村内の施設でのリモートワークや、地域及び村内企業での副業体験等、村民や事業者と交流しながら、東峰村の生活環境や仕事環境を体感していただけるジョブケーション環境の構築を図ります。

※ジョブケーション：「ジョブ（仕事）」と「ワーケーション」を合わせた造語であり、自分の好きな場所でワーケーションをしながら、その地域での仕事にも副業として関わる、新しい働き方のこと。

KPI（各事業の達成状況を図る指標）

該当事業	指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
9	農業生産組合員数	246人	256人
10	開発した商品の売上額	7,760千円	12,000千円
11	窯元数	45軒	45軒
12	HPアクセス数	290,000	600,000
13	東峰村応援団の環の登録者数	160人	300人
14	産業振興分野でのふるさと納税の寄付額	17,219千円	20,000千円
15	テレワークテラス利用者数	594人	750人

3. 基本目標別の施策・事業

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策⑦：子育て世代の移住・定住促進に向けた住環境整備

目指す姿

村内の新規住宅地等の整備や、子育て世代を中心とした村内への移住・定住を促す制度の充実、移住・定住相談会への参加、起業支援に取り組んだ結果、子育て世代の流入が促進し、転出が抑制されています。

子育て世代が希望する空き家や住居が不足している現状を踏まえて、新規住宅地及び住宅の整備や、村内での住み替えに関する補助制度により、子育て世代の流入促進・転出抑制が図られています。

また、起業の際に必要な初期投資に係る費用の補助や、商工会等と連携した創業相談・支援により、起業しやすい環境が整っています。

16) 移住・定住促進住宅の整備事業

- こどもと同居する世帯、夫婦のみの世帯等、個人のライフスタイルやライフステージに対応した多様性のある住宅整備を行います。
- 大学生や子育て世代に、東峰村の魅力を体験を通じて知ってもらうため、大学や民間企業等と連携し、週末や夏休み等の休暇期間を利用して移住体験等を受け入れるお試し住宅の整備（村内の空き家等の活用も含む）を検討します。

17) 持ち家制度・住み替え制度の構築事業

- 新たに整備する住宅の住居条件に、子育て世代に限る等の設定をすることで、ライフステージの変化に応じた村内での住宅の住み替えを促進します。また、村内での住み替えに関する補助制度を整備する等、住み替えの負担軽減を図ります。
- 整備した住宅の一部は、一定期間の賃貸契約が完了した時点で借主に住宅を譲渡する持ち家制度の活用を検討します。

18) 村外・県外における移住・定住相談会への参加事業

- 本村の移住・定住等の施策を広く伝え、移住者を積極的に獲得していくために、村外・県外で開催されている移住相談会に参加します。
- 本村への移住を希望する人や、本村を転出した人、東峰応援団やふるさと納税等で本村に縁のある人に対して、SNS等を活用しながら村の最新情報を定期的に発信することで、村の活動への参加や将来的なIJUターン※の促進を図ります。

※IJUターン：Iターンとは、出身地とは別の地方に移住すること、Jターンとは、地方から一度都市部へ移住し、再び地方に移住すること、Uターンとは、地方から都市部へ移住したものが再び地方の生まれ故郷に帰ること。

19) 起業支援補助金事業

- 本村で起業する人に対して、起業に当たっての初期投資の一部補助や、商工会等と連携し、創業及び事業継続を支援します。
- 村内の空き家をはじめ、使われていない施設を有効に活用したシェアオフィスの整備等を検討します。

3. 基本目標別の施策・事業

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策⑧：安全・安心・便利な生活環境整備

目指す姿

日頃の生活、地域活動の中での防災の取り組みの充実や、ICTを活用した道路相談の仕組みの導入、買い物や生活利便機能等を備えた生活支援拠点の整備、地域通貨基盤（とほっぴペイ）の充実等に取り組んだ結果、今まで以上に、こどもから高齢者まで誰もが安全・安心、そして便利に生活できるようになっています。

平成29年7月九州北部豪雨と令和5年梅雨前線による大雨で甚大な被害を受けた村として、こどもを含めて村民全員を対象とした防災プログラムを実施することで、防災意識の更なる向上と、記憶の継承が行われています。

村民から多くの相談や要望が寄せられている道路相談について、3次元情報等を活用することで、現場立ち合いの負担軽減等、相談対応のサービスの向上・円滑化が図られています。

幅広い年代から買い物や居場所の不足が指摘される中、それらの機能を併せ持つ生活支援拠点を整備することで、村民の生活利便性の向上と、有事の際の物資供給の拠点が確保されています。

既存の地域通貨基盤のサービス向上と蓄積データ等の活用により、地域のデジタル化が更に進んでいます。

20) 防災プログラムの実施事業

- 災害伝承館やいずみ館等の施設を活用しながら、地区防災マップや防災タイムラインを活かした質の高い防災の取り組みを継続、発展させます。
- 防災体験等の教育プログラムを通じて、安全・安心な暮らしが出来る村の防災の仕組みを村内外に発信します。

21) 3次元情報等を活用した道路相談スマート化事業

- 道路3次元データ計測（360度画像と点群データ）を行い、インターネットを通じて道路及び道路反射鏡をはじめとする附属物を確認できる道路3次元閲覧システムを構築します。
- 村民から多くの相談や要望が寄せられている道路相談について、道路3次元閲覧システムにより、現地立ち合いすることなく窓口で現地状況を確認できるようすることで、相談者の負担軽減と相談業務の効率化を図ります。

22) 買い物×居場所×災害備えにより村の暮らしに未来を灯す生活支援拠点創造プロジェクト

- 買い物支援としての「物販機能」、村民の居場所としての「地域コミュニティ機能」、それに付随する「生活利便機能」を併せ持つ拠点施設を整備します。平時には買い物とコミュニティ維持、有事には物資供給として機能することで、村民の毎日の暮らしの維持と住み続ける希望となることを目指します。

23) 持続可能な地域DX推進事業

（地域通貨基盤を活用した地域経済の活性化）

- 地域通貨基盤を活用し、地域活動や行政アンケートへの地域ポイント機能を拡充し、住民の行動変容と行政参画を促進します。
- 地域通貨基盤を通して蓄積されたデータと各種データ（購買データ、人流データ、HPアクセスデータ等）を紐づけて分析可能とする環境を構築し、広く公開された情報として提供することで、根拠に基づく政策推進（EBPM）と地域経済の活性化に繋がります。

3. 基本目標別の施策・事業

基本目標3 東峰村が持続するための強いむらづくり

施策⑨：教育機関等との連携による地域活性化の取組の推進

目指す姿

大学や民間企業等と包括的に連携した取り組みの結果、村が抱える行政課題や地域課題の解決が図られています。

専門的なノウハウを有する村外の団体や人材と連携することで、人口減少や少子高齢化、地場産業の衰退など村が抱える様々な課題に対する取り組みが進み、地域活性化が図られています。

24) 大学や企業との連携（包括連携協定等）事業

- 大学をはじめとする教育機関や民間企業との連携により、過疎地における地域づくりに関する施策の調査研究や、学生・企業ボランティアやインターシップの受入制度の充実により、村の産業振興に寄与する共同事業等を行います。

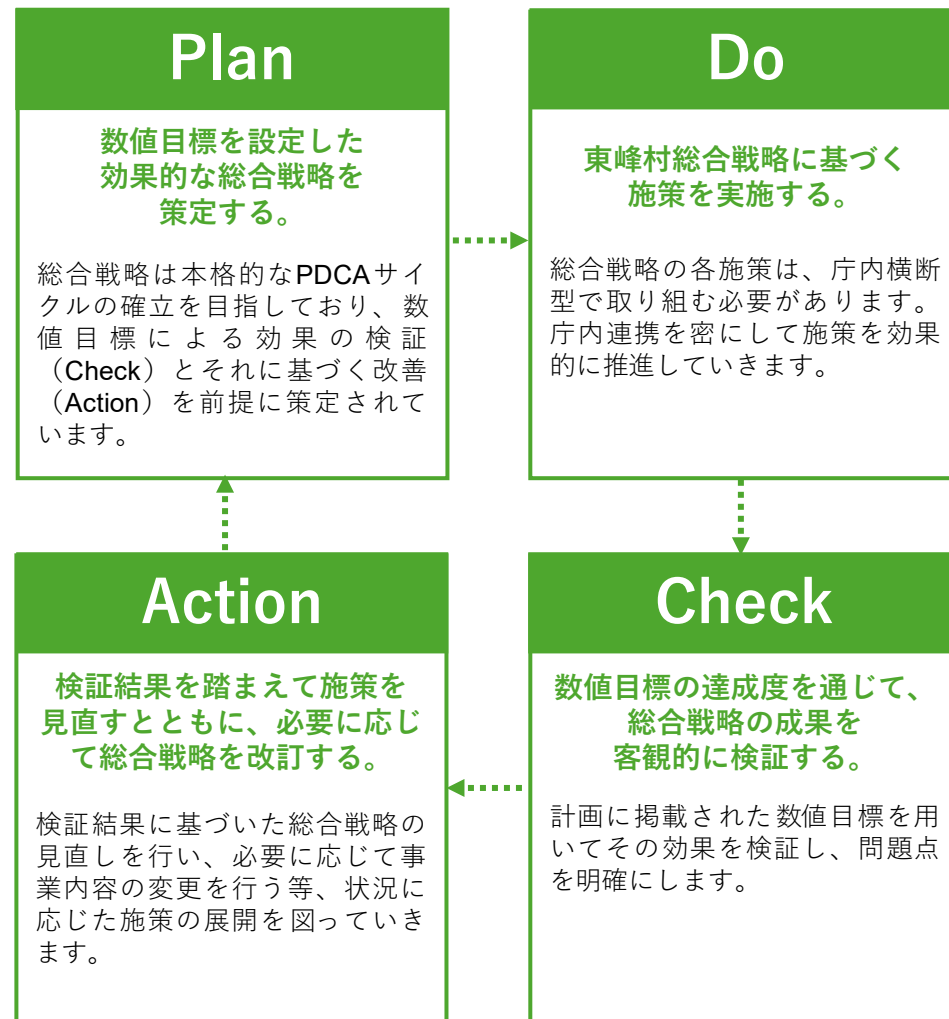
KPI（各事業の達成状況を図る指標）

該当事業	指標名	基準値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
16	移住・定住促進住宅の整備戸数	8戸 (累計)	16戸 (累計)
17	持ち家制度・住み替え制度の利用世帯数	0世帯	5世帯 (累計)
18	移住・定住相談会参加数	0回/年	2回/年
19	起業件数	0件	5件 (累計)
20	災害伝承館の来場者数	423人	550人
21	道路三次元WEB閲覧システム構築による住民の役場への道路相談の訪問数	5件/週	0件/週
22	施設利用者数	0人	182,000人 (累計)
23	地域通貨を活用した施策数	5件	7件
24	大学や企業との連携事業数	11件	16件

4. PDCAサイクルによる検証

総合戦略を構成する各基本目標及び施策・事業には、その効果を検証するために必要な指標となる数値目標を設定しています。

本村では、客観的な効果検証を軸としたPDCAサイクルを確立することで、総合戦略の目標達成に向けた継続的な改善を図っていきます。



第5章 計画の推進体制等

1. 計画の推進体制
2. 村民等との協働

1. 推進体制

本計画は、庁内組織である「東峰村総合計画等策定委員会」と産・官・学・金・労・言及び住民等から構成される外部組織である「東峰村総合計画等策定審議会」によって検討・審議するとともに、村民及び村職員で構成する「東峰村総合計画等ワーキング会議」の意見を踏まえて策定しました。

本計画の推進にあたっては、総合計画は、前期基本計画の計画期間が令和11年度までとなっていることから、令和11年度に施策・事業の進捗評価を行い、その結果を令和12年度から始まる後期基本計画に反映させます。

総合戦略は、「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略外部検証委員会（以下、総合戦略外部検証委員会）」において、毎年、前年度実施事業の評価検証を行い、その結果を踏まえて施策の追加及び変更等を行います。

総合計画：前期基本計画の計画期間末に合わせて、施策・事業の進捗評価を実施。その結果を後期基本計画に反映。

総合戦略：総合戦略外部検証委員会において、毎年、前年度実施事業の評価検証を実施。その結果を踏まえて、施策の追加及び変更等を実施。

2. 村民等との協働

本計画に記載の施策・事業は、いずれも行政だけではなく、村内の関係団体をはじめ、村民等との協働により、取り組んでいく必要があります。

主管課と関係団体、村民等との連携・協力を密にし、本計画で掲げた事項の達成を目指します。

参考資料

1. 策定の経過
2. 東峰村総合計画等審議会
3. 東峰村総合計画等策定委員会
4. 東峰村総合計画等ワーキング会議
5. むらづくり住民アンケート集計結果
6. 関係団体等ヒアリング調査における意見の取りまとめ

1. 策定の経過

日時	内容
令和6年10月22日 (火) 10:00~12:00	第1回東峰村総合計画等審議会 ①東峰村総合計画、総合戦略策定の概要 ②第3次総合計画、総合戦略策定の進捗状況及びスケジュールについて ③むらづくりアンケート結果について ④村長・各課のヒアリング結果について ⑤第3次総合計画及び総合戦略策定まとめ方について
令和6年11月22日(金) 10:00~12:00	第1回東峰村総合計画等策定委員会 ①東峰村総合計画、総合戦略策定の概要 ②第3次総合計画、総合戦略策定の進捗状況及びスケジュールについて ③むらづくりアンケート結果について ④村長・各課のヒアリング結果について ⑤第3次総合計画及び総合戦略策定まとめ方について ⑥第3次総合計画及び総合戦略基本施策について
令和6年11月28日(木) 14:00~15:30	第2回東峰村総合計画等審議会 ①スケジュールの変更について ②東峰村の人口・世帯の状況について ③ワーキング会議について ④村内団体等へのヒアリング予定について ⑤他市町村の計画について
令和7年2月3日(月) 15:00~16:00	第2回東峰村総合計画等策定委員会 ①事業について ②第3次総合計画・総合戦略策定に係る東峰村の現状把握及び計画課題と方向性の案について
令和7年2月17日(月) 10:00~11:45	第3回東峰村総合計画等策定委員会 ①第3次東峰村総合計画の事業案について ②第3次総合計画、総合戦略策定に係る東峰村の現状把握及び計画課題と方向性(案)、施策の体系(案)について ③第3期総合戦略事業(案)について

日時	内容
令和7年2月28日(金) 10:30~12:00	第3回東峰村総合計画等審議会 ①東峰村第3次総合計画策定に係る計画課題と施策の体系について ②第3次総合計画事業一覧(案)について ③総合戦略事業について
令和7年3月17日(月) 11:00~12:15	第4回東峰村総合計画等策定委員会 ①第3回策定委員会、審議会の指摘事項について ②第3次総合計画について ③第3期総合戦略事業(案)について
令和7年3月21日(金) 14:00~15:00	第4回東峰村総合計画等審議会 ①第3次総合計画施策の体系に関する意見交換について ②第3次総合計画基本計画に関する意見交換について ③第3次総合戦略に関する意見交換について
令和7年4月1日(火) 10:50~11:50	第5回東峰村総合計画等策定委員会 ①第4回策定委員会、第4回審議会の指摘事項について ②第3次総合計画、総合戦略案について
令和7年4月15日(火) 10:50~12:00	第6回東峰村総合計画等策定委員会 ①第3次総合計画、総合戦略案について
令和7年5月12日(月)	第5回東峰村総合計画等審議会 ①第3次総合計画、総合戦略案について
令和7年6月●日(○)	

2. 東峰村総合計画等審議会

東峰村総合計画等審議会条例（平成17年9月21日 条例第144号）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、東峰村総合計画等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議し、その結果について村長に答申するものとする。

(1) 本村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びその基本構想を実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)に関すること。

(2) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条の規定による東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画及び総合戦略等に関し村長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 村議会議員

(2) 公共的団体の役員又は職員

(3) 識見を有する人

(4) 前号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第2号及び3号に掲げる委員にあっては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総務企画課で処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年9月26日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第16号)

この条例は平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月13日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月14日条例第2号)

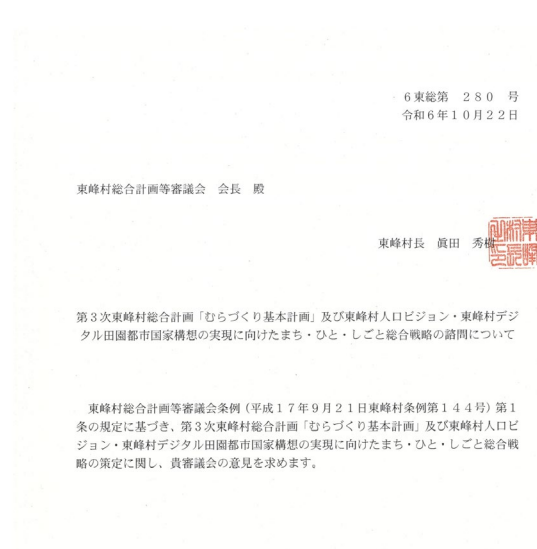
この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2. 東峰村総合計画等審議会

東峰村総合計画等審議会名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	東峰村議会 議長	伊藤 均	会長
2	東峰村議会 総務常任委員長	大蔵 久徳	
3	東峰村区長会 副会長	萩尾 利勝	
4	東峰村消防団 団長	伊藤 寿生	
5	東峰村教育委員会 教育委員	和田 亜矢子	
6	東峰村商工会 事務局長	梶原 浩二	
7	JA筑前あさくら 東峰支店長	坂本 裕人	
8	朝倉森林組合 東峰事業所長	川村 英生	
9	東峰村青年団 団長	太田 義八	
10	東峰村老人クラブ連合会 会長	佐々木 紀嘉	
11	東峰学園PTA 書記	梶原 由紀子	
12	子育て・働く女性 代表	熊谷 弘枝	
13	子育て・働く女性 代表	梶原 奈央子	
14	福岡大学工学部社会デザイン工学科 景観まちづくり研究室 教授	柴 田 久	副会長
15	西日本新聞社 朝倉支局長	吉川 文敬	
16	連合福岡筑紫・朝倉地域協議会 事務局長	中山 啓一	

●東峰村総合計画等 策定に関して（諮問）



●東峰村総合計画等 策定に関して（答申）

3. 東峰村総合計画等策定委員会

東峰村総合計画策定委員会設置要綱

(令和6年11月20日 東峰村告示第50号)

(設置)

第1条 東峰村総合計画の策定を各課の連携協議によって積極的に推進するため東峰村総合計画策定委員会（以下「委員会」）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、総合計画の策定に関する基本方針、総合調整その他重要な事項について審議決定する。

(組織)

第3条 委員会は、村長、副村長、教育長及び各課長をもって構成する。

2 委員会は計画策定作業の推進を図るため、ワーキングチームを設け、その任務を補佐させることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は村長を充てる。

3 委員長は策定委員を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから互選し、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は委員長が招集する。

(関係委員の出席)

第6条 委員会は必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員長が必要と認めるときは委員会に部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は総務企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

東峰村総合計画策定委員会名簿

役職		氏 名	備 考
1	村長	眞田 秀樹	委員長
2	副村長	菅 義範	副委員長 令和6年度
		野口 善規	副委員長 令和7年度
3	教育長	縄田 淳一	
4	総務企画課長	樋口 修一	
5	ふるさと推進課長	岩橋 俊典	
6	農林建設課長	田嶋 一洋	
7	住民福祉課長	梶原 孝司	
8	教育課長	國松 直美	
9	災害対策室長	前田 光輝	

4. 東峰村総合計画等ワーキング会議

東峰村総合計画等ワーキング会議名簿

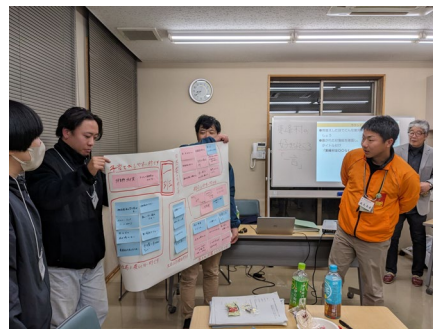
所 属		氏 名	所 属		氏 名
1	村 民 等	梶原 寛暢	9	総務企画課	橋内 有紀
2	村 民 等	梶原 大祐	10	ふるさと推進課	福島 彰隆
3	村 民 等	川村 倫子	11	農林建設課	梶原 真有子
4	村 民 等	長沼 杏奈	12	住民福祉課	手嶋 幸恵
5	村 民 等	川村 好美	13	教育課	和田 貴弘 (R6年度) 阿波 正治 (R7年度)
6	村 民 等	井上 智恵			
7	村 民 等	梶原 匠太郎	14	災害対策室	田箆 侑典 (R6年度) 熊谷 尚也 (R7年度)
8	村 民 等	森山 魁星			

今回のワーキング会議は、村内在住及び村内で働いている20代～50代までの世代に集まっていただき、全5回にわたり熱心に議論をしていただきました。

東峰村の現状や、過去10年間を振り返った時の到達点や課題、それらを踏まえた今後のむらづくりの将来像（ありたい姿）とその実現に向けた取り組みなどについて検討し、「ワーキング会議からの提言」という形で取りまとめていただきました。

本計画の将来像は、ワーキング会議でいただいたご意見、提案をもとに描いたものです。

東峰村総合計画等ワーキング会議の様子

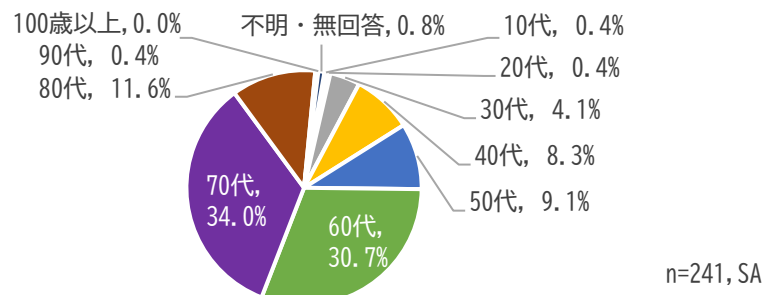


第5回の様子

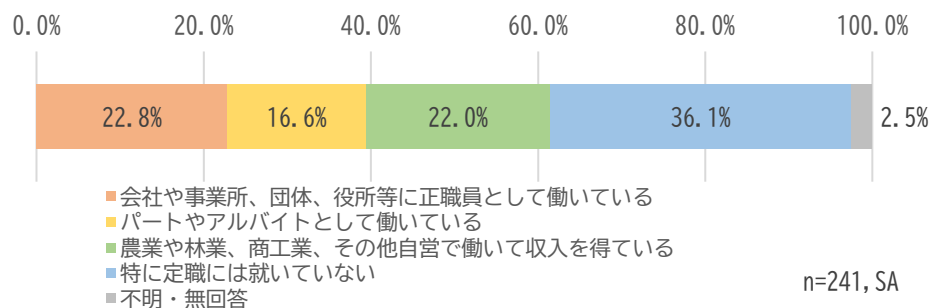
5. むらづくりに関するアンケート集計結果

○回答者の属性 年代と就業、居住地域について

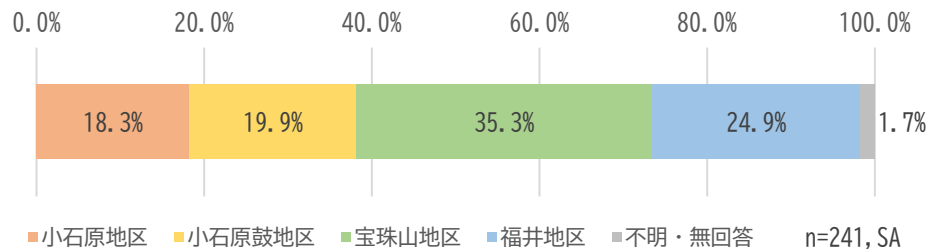
問 あなたの年齢を教えてください



問 あなたのお仕事についてを教えてください

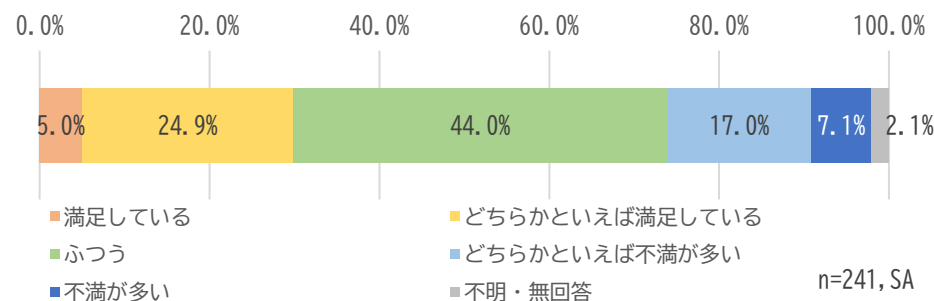


問 あなたのお住いの地区について教えてください

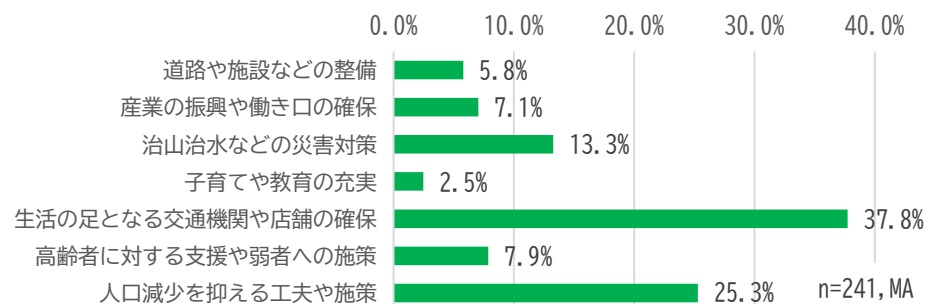


○東峰村での暮らし（現況）、暮らしの実感について

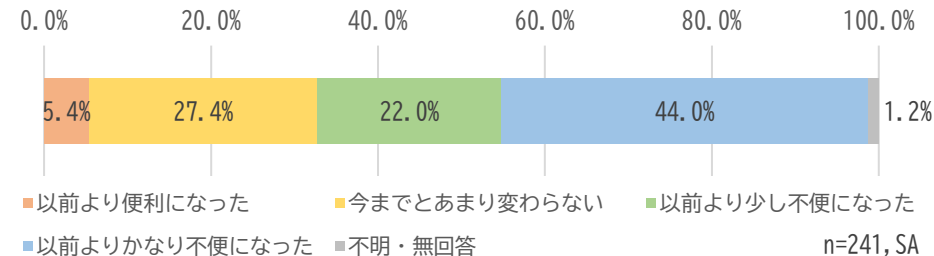
問 東峰村での暮らしはいかがですか



問 改善して欲しいことがありますか



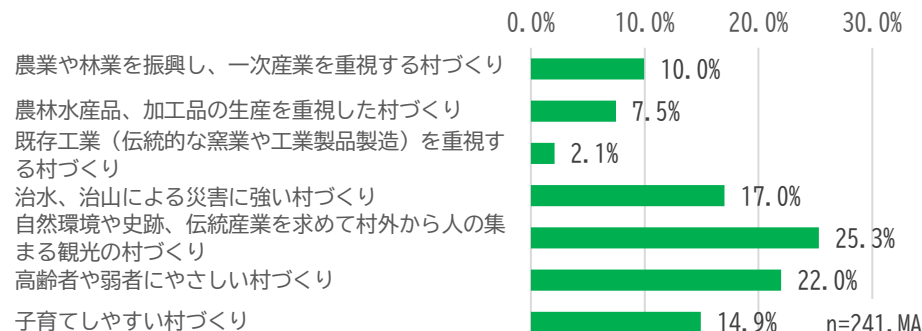
問 買い物の便利さについて



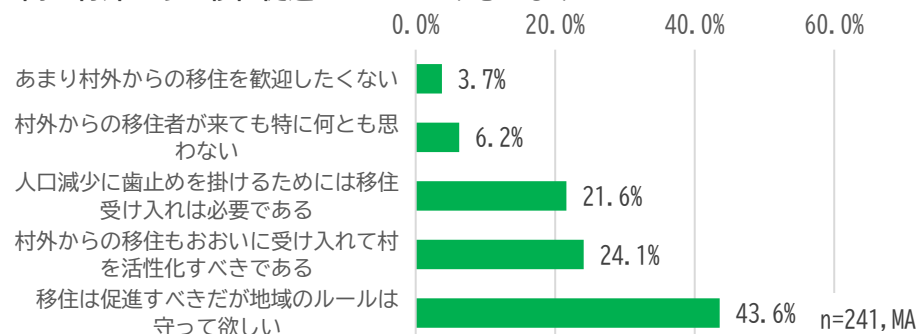
5. むらづくりに関するアンケート集計結果

○これからの東峰村像、今後のむらづくりについて

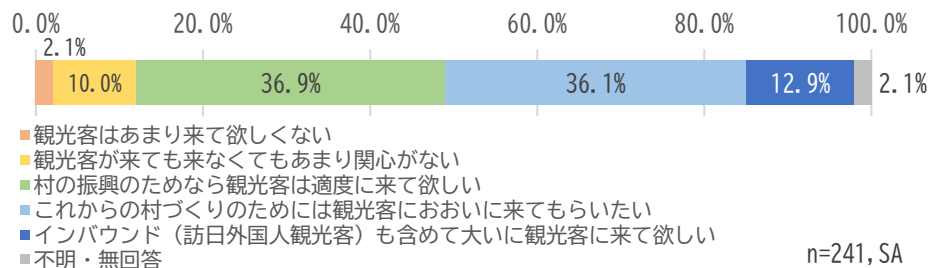
問 これからのむらづくりにとって何が大切だと思いますか



問 村外からの移住促進についてどう思いますか

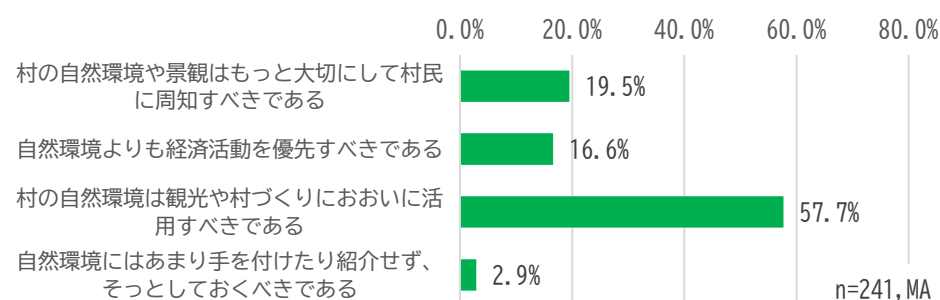


問 観光客の受け入れについてどう思いますか

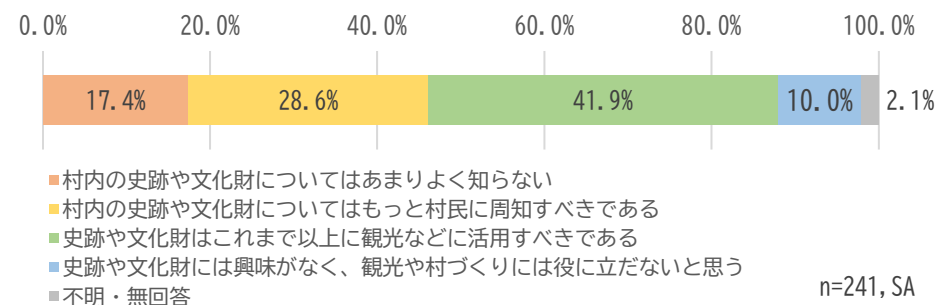


○これからの東峰村像、今後のむらづくりについて

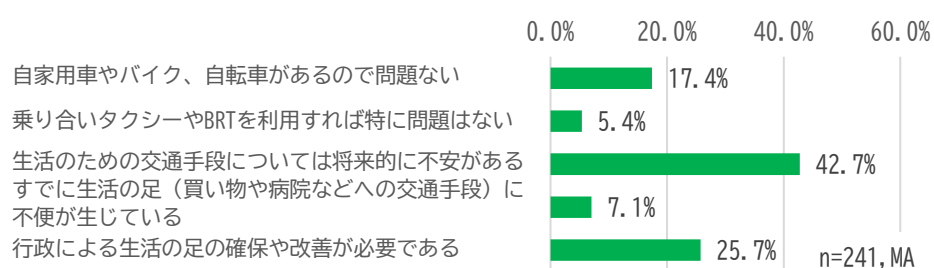
問 村の自然環境や景観に対する意見を聞かせてください



問 村内の文化財や史跡、名所についてどう思いますか



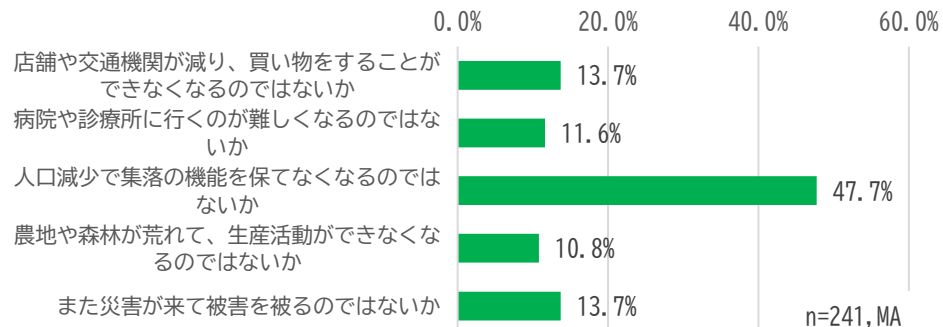
問 これからの交通手段について教えてください



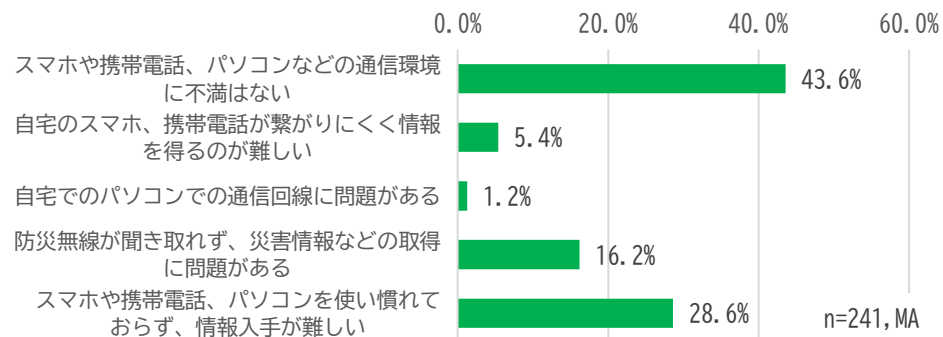
5. むらづくりに関するアンケート集計結果

○これからの東峰村像、今後のむらづくりについて

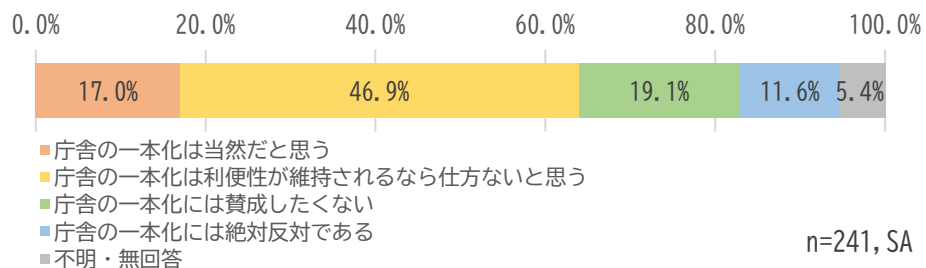
問 これからの暮らしに不安に思うことは何ですか



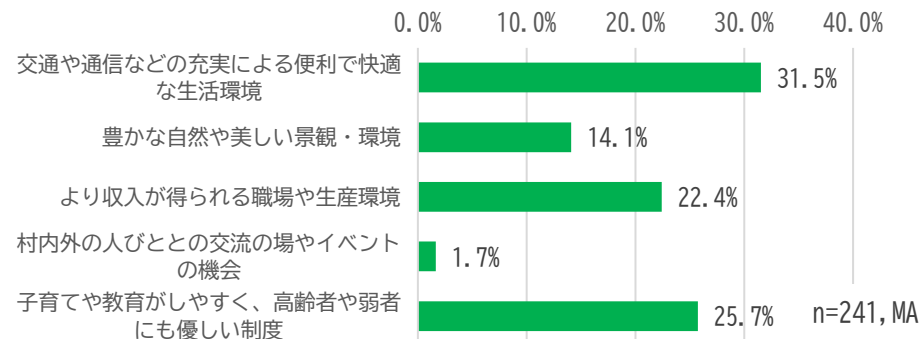
問 ご自宅や村内の情報環境について教えてください



問 村役場庁舎のこれからについてお聞かせください



問 もっと素晴らしい村にするには何が必要でしょうか



6. 関係団体等ヒアリング調査における意見の取りまとめ

○今後のむらづくりに関する意見

分野	ご意見
農林業	●農業の継続に向けて法人組織化や農業の集約化、販路の維持が重要 ➢ 農業組織の法人化が重要になる。 ➢ 新規就農者の確保するために、新規就農者の収益を担保する仕組みづくりが求められる。 ➢ 補助事業だけでなく、農業の効率化に向けた取組等に対する支援が必要である。 ➢ 農産物の販売販路の維持が重要である。 ➢ 農産物の付加価値を高め、農業の担い手の確保につなげることが重要である。 ➢ 農業の担い手を増やした方が良い。
	●農地の持続可能な管理方法の構築が重要 ➢ 農地を適切に管理できる仕組みづくりが重要である。 ➢ 補助事業だけでなく、農業に関する様々な支援が必要である。
	●林業の継続に向けた情報の集約が重要 ➢ 周辺の山の情報の集約化（地域の山をとりまとめる人材）が重要である。
	●継続的に森林管理ができる仕組みづくりが必要 ➢ 村独自の補助事業の拡充が重要である。 ➢ 補助事業を活用した継続的な森林の維持管理を推進することが必要である。
産業 (主に窯業)	●働きやすい環境づくりが重要 ➢ 窯業団地を造成し、職場と住居を分離した環境を整備し、窯業の事業継承がしやすい環境を整えることが重要である。 ➢ 窯業が他都市をリードする存在なることが重要。（「憧れる陶芸の村」を目指す） ●窯業の維持に向けて陶土の確保も重要 ➢ 窯業の維持には陶土の安定供給が必要であり、陶土の確保に向けた取組の推進が重要である。

分野	ご意見
観光	●情報発信の強化、交流人口増加に向けた仕組みづくりが必要 ➢ 村内の観光地や宿泊先等の観光情報を発信する機能の整備が重要である。 ➢ 特産品の販売販路拡大が重要である。 ➢ 継続的に村に関わる交流人口を増やす仕組みづくりが重要である。 ●道の駅の改善が必要 ➢ 魅力のあるものになれば、もっと集客でき、雇用にもつながる増築して、陶器以外の目玉があると良い。
	●民陶むら祭の開催方法の見直しが必要 ➢ 民陶祭の開催方法の見直しが必要である。（開催日を増加し来訪者の分散化等）
暮らし	●自然を生かした取り組みが必要 ➢ 自然はそのまま、大幅な人口減がなければ良い。
	●村内に住んでもらうための環境づくりが重要 ➢ 子育てしやすい環境づくり。（住宅、職場、子どもが遊べる環境（公園、図書館、運動公園等の充実）を整備） ➢ 空き家活用のPRを推進。 ➢ 若者でなく高齢者を呼び込むための施策を実施する方法もある。 ➢ 高齢者が増えていくのもう1つくらい入所施設があると良い。 ➢ 雇用の場の誘致
	●移住者・若い人が増え、もっと活気が出るのが重要 ●東峰村を知らない地域にもっとアピールすることが重要
	●村内で安心して生活できる環境づくりが必要 ➢ 高齢者が免許返納後の生活も困らないよう、移動販売事業の拡大ができるとう良い。（移動販売車両台数を増やす等） ➢ 買い物ができる場所が欲しい ➢ 食事できることがあれば、お客さんも来て収入も増える。 ➢ お店（コンビニなど）や人口が増えていったらよい。
	●BRT等の公共交通の改善が必要

6. 関係団体等ヒアリング調査における意見の取りまとめ

○今後のむらづくりに関する意見

分野	ご意見
教育	●東峰学園の良さを広める ➤ 東峰学園の教育の良さをもっと広報活動で広める（子育て世帯が住みたくなる）。 ●集団登校や下校ができれば良い ➤ 毎回車での送り迎えなので、いずれ集団登校や下校が出来たらよい。
	●公園、図書館、運動公園等の充実 ➤ 公園、図書館、運動公園など作ってほしい。 ●必要な世代に投資することが必要 ➤ 地域性を生かすために、必要な世代に投資することが必要。
コミュニティ	●地域住民が活動を継続できる仕組みづくりが重要 ➤ 地域活動を取捨選択し、地域にとって必要な活動のみを残すことが重要である。 ➤ 住民の地域活動の継続意思のある間に、仕組みづくりを行うことが重要である。 ➤ 地元の人が、BRTの駅で、野菜などを販売できるスペースがあると良い。

分野	ご意見
移住者の視点	●移住者が暮らせる・集まれる場があると良い ➤ 現状維持程度。他から若い人が住んで、子供たち世代が戻ってきて暮らせる住居、集まるような居場所がある。いずみ館は高齢者用というイメージがある。
	●小さなお店が増えたり、安全に通学できる環境が整うと良い ➤ 小さなお店が点在している。 ➤ いずれ、小さなスーパーやコンビニ、自転車道路とか安全に通学できると良い。
	●空き家・空地等が活用されると良い ➤ 村内に多い空家や空き地で販売できるような仕組み（村が買い取っても良いのではないかな）。 ➤ いずみ館の東峰診療所跡地を店舗やフリースペースにしたら良い。
	●季節毎にイベントがあると良い ➤ 季節毎にマルシェのような賑わう日がある。
	●新規開業等の起業サポートが重要 ➤ 新規開業や仮営業へのサポート、補助。
	●わざわざ買いに来るような特産品の開発が重要 ➤ 日持ちするものじゃなく、来てわざわざ買うようなお土産。おはぎ、みそやゆず風味のお団子、酒かす使ったり。とほっぴのクッキーや焼き印入りの印象に残るもの。お店は道の駅は大きすぎて、小さい店舗をイメージする。
	●多様な意見の尊重が重要 ➤ 自由に見守る心。 ➤ 年配の方々や若い人たちの意見を取り入れていく事も大事。

おわりに（村長あいさつ）

検討中